

15.7.8

業鑛炭石

報會助互

鏡豐鑛山學校

號六第・卷五第

行發日十二月六年五十和昭

昭和十五年四月七日第三號郵便物認可 (毎月一回二十日發行)
昭和十五年六月十七日印刷
昭和十五年六月二十日發行

目次

卷頭言(歐戰と東亞)	鳴瀧生	(一)
九州の石炭鑛業	野上辰之助	(二)
増産奨励金新坑炭助成金交付規則に就て	武内禮藏	(三)
日本石炭會社設立	名譽會長	(四)
石炭品位規則懇談會記録	事務取締役	(五)
陳情書		(六)
鑛産稅賦課率		(七)
半島人雇入規則の改正		(八)
石炭船運賃		(九)
公定價格調		(一〇)
日本標準規格に依る石炭試料採取方法		(一一)
法 令		(一二)
石炭配給統制法施行令		(一三)
附第六、七條に依る申請書様式		(一四)
衆議院石炭増産配給調査會視察		(一五)
彙 報		(一六)
合成石油に成功其他		(一七)
本會記事		(一八)
石炭鑛業權設定		(一九)
炭 界 日 誌	福井生	(二〇)

六 月 號

行發會助互業鑛炭石

炭坑關係者各位の

御安全を祈る

福岡市藥院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

店主 山田 菊次

電話福岡西②

(西) 二三四一
三九一七番

出張所

東京市麻布區材木町七五番地
北海道釧路市富士見町二八番地
北海道上川町南大目
若松市飯塚三番町五日尾
福岡縣飯塚市藤崎町春日
福岡縣西松浦郡山手町久
佐賀縣北松浦郡佐賀市大島
長崎縣北松浦郡佐賀市大島

電話赤坂二八八
電話釧路九四
電話留萌三五
電話若松三四
電話飯塚三三
電話藤崎三三
電話相模浦一
電話唐津七一

石炭礦業互助會會則

第一章 總則
 第一條 本會は石炭礦業互助會を組織し、石炭礦業者の利益を相輔し、其の福利の増進を目的とする。
 第二條 本會の事務所は福岡市に設けらる。
 第三條 本會の役員は正會員及び准會員より組織する。
 第四條 本會の役員は次の如き職務を執行する。
 第五條 本會の役員は任期二年とし、再選可能とする。
 第六條 本會の役員は其の職務を執行するに當り、誠實に努力し、其の福利の増進に努むるべきである。
 第七條 本會の役員は其の職務を執行するに當り、互に協力し、其の福利の増進に努むるべきである。
 第八條 本會の役員は其の職務を執行するに當り、互に協力し、其の福利の増進に努むるべきである。
 第九條 本會の役員は其の職務を執行するに當り、互に協力し、其の福利の増進に努むるべきである。
 第十條 本會の役員は其の職務を執行するに當り、互に協力し、其の福利の増進に努むるべきである。

第二章 會員
 第十一條 本會の會員は正會員及び准會員とす。
 第十二條 正會員は石炭礦業に従事する者で、本會の規約を承認し、入會金を納付し、年納金を納付する者とする。
 第十三條 准會員は石炭礦業に従事する者で、本會の規約を承認し、入會金を納付し、年納金を納付しない者とする。
 第十四條 本會の會員は其の福利の増進に努むるべきである。
 第十五條 本會の會員は其の福利の増進に努むるべきである。
 第十六條 本會の會員は其の福利の増進に努むるべきである。
 第十七條 本會の會員は其の福利の増進に努むるべきである。
 第十八條 本會の會員は其の福利の増進に努むるべきである。
 第十九條 本會の會員は其の福利の増進に努むるべきである。
 第二十條 本會の會員は其の福利の増進に努むるべきである。

第三章 役員
 第二十一條 本會の役員は正會員及び准會員より組織する。
 第二十二條 本會の役員は任期二年とし、再選可能とする。
 第二十三條 本會の役員は其の職務を執行するに當り、誠實に努力し、其の福利の増進に努むるべきである。
 第二十四條 本會の役員は其の職務を執行するに當り、互に協力し、其の福利の増進に努むるべきである。
 第二十五條 本會の役員は其の職務を執行するに當り、互に協力し、其の福利の増進に努むるべきである。
 第二十六條 本會の役員は其の職務を執行するに當り、互に協力し、其の福利の増進に努むるべきである。

炭坑關係者各位の

御安全を祈る

福岡市藥院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

店主 山田 菊次

電話福岡西② (西) 三九一七番

出張所

東京市	北海道	北海	若松市	福岡	佐賀	長崎	佐賀
麻布区	釧路市	函館市	飯塚市	北九州	北九州	北九州	北九州
木町七番地	土見町二番地	南大目町	春日町	津島	津島	津島	津島
電話二八八六	電話九四一四	電話四五〇七	電話三三〇七	電話二二四六	電話一七二四	電話一七二四	電話一七二四

石炭鑛業互助會會則

第一章 總則

第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス
 第二條 本會ハ本會ノ目的ニ賛同スル石炭鑛業者ヲ以テ組織ス
 第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
 第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設ケルコトアルベシ

第二章 事業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト
 二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
 三、會報ヲ刊行スルコト
 四、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト
 五、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
 一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ翼賛スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨルモノトス
 二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス
 三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ニ同シ
 第七條 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(毎年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經營

第八章

第八條 營業坑ノ職員幹部中ヨリ准會員ヲ推薦スル事ヲ得
 但シ正會員過半數ノ同意ヲ得レバ職員以外ノモノヲ推薦スルコトナラズ
 一、正會員ノ准會員算定ノ基準ハ左ノ通りトス
 一、送炭數量五萬噸迄
 二、五萬噸ヲ超ヘ拾萬噸迄
 三、拾萬噸ヲ超ヘ拾五萬噸迄
 四、拾五萬噸ヲ超ヘ拾八萬噸迄
 五、拾八萬噸ヲ超ヘ拾九萬噸迄
 六、拾九萬噸ヲ超ヘ二十萬噸迄
 七、二十萬噸ヲ超ヘ二十萬噸以上
 八、二十萬噸以上
 九、二十萬噸以上
 十、二十萬噸以上

第九章

第九條 承認ヲ得ベキモノトス退會セムトスル者モ又同シ
 承認ヲ得ベキモノトス退會セムトスル者モ又同シ
 毎年五月ニ於テ正會員ノ前年度送炭數量ニ基キ其ノ准會員推薦人員ニ増減ヲ生ジタル場合ハ正會員ハ増減スベキ准會員人員ヲ届出シベキモノトス

第十條

第十條 准會員死亡又ハ退職等ノ理由ニ依リ減員シタル場合ハ正會員ハ一ヶ月以内ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス

第十一條

第十一條 第十條ノ規定ニヨリ送炭數量ノ減額ニヨリ准會員ヲ減員スル場合ハ其ノ減員ノ選ニ當リタル准會員ハ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ

第十二條

第十二條 正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨリ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利益ナル行為ヲカシタル者ハ會員ノ義務ヲ履行セザルトシキハ總會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ

第十三條

第十三條 退會者又ハ除名者ノ既納會費、積立金及ビ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ

第十四條

第十四條 評監理副會長、理事、監查役及評議員ハ正會員又ハ准會員中モノトシ、會長、副會長ハ總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、理事、監查役及評議員ハ正會員又ハ准會員中

第十五條

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 會長 一名
 副會長 一名
 評監理副會長 一名
 理事 五名
 監查役 十名
 評議員 十五名
 以上各以內

第十六條

第十六條 會長、副會長ハ總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、理事、監查役及評議員ハ正會員又ハ准會員中



頭 卷

ポーランド、デンマーク、ノールエー、オランダ、ベルギーの六國を収めたドイツは今又フランスの首都パリに無血入城、我等の豫想以上に敏速果敢な電撃の成果に擧ぐるに到つた。

加ふるにイクリの参戦及スペインの攻勢は益々ドイツの進撃を容易ならしめ遠からずフランスの敗退となり、英本土への集中的攻撃及び地中海に於ける英、伊勢力の闘争に發展するであらう。而して若し之に米國の参戦を現出すれば歐戰は長期戦となり大西洋を中心として未曾有の長期消耗戦が展開せられるべき筈である。然し歐戰が斯く發展すれば、殆んど其の圏外に在る我國を中心とする東亞勢力及びソ聯勢力は歐米の消耗に反比例して伸展し、近東及太平洋方面に於ける彼等の勢力に危険を感ずべきは必至である。随つて歐戰はフランスの敗退を段階として一時的終息又は小康を呈するものではないかとも觀測し得る。

若しさうだとすれば我國は歐戰が導く我國の有利な地位に餘り期待を懸くべきではない。假令一時的にせよ歐洲の秩序の恢復が若し東亞新秩序の建設に先鞭を著けたる場合は、白色國家の軍事的、經濟的壓力は忽ち東亞に向つて加へらるであらう。

事變は既に滿三年に及ばんとしてゐる。我軍はドイツの電撃戦に劣る事なく、此三年間に敵の凡る要地を始ど攻略し目覚しき戦績を擧げてゐる。勝利に次ぐに勝利を以てし軍人は軍事的の爲すべき總てを爲し遂げつゝある。然るに餘命幾許も無き將政權が犬の遠吠えに似たる抗戦を繼續してゐるにも拘らず戰爭の終決を見てゐたのは、軍事的以外の我國政治の貧困が、かゝる現象を呈せしめてゐるのではあるまいか。我々は此際國民總力の一層の發揮と相俟つて急速に事變を解決し得る政治力の充分なる發揚を望むものである。而して歐洲に先んじて東亞新秩序を建設し次に來るべきより高度の事變に對して動ぜざる國力の充實に努めなければならぬ。

(鳴 濤)

歐戰と東亞

第十七條 本會代表の職務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長車故アルトキ之レニ代理理事ハ會長ハ指揮ヲ受ケ會務ヲ執行ス

第十八條 本會役員ハ名譽職ニシテ無報酬トス

第十九條 本會役員ハ三ヶ年トス

第二十條 本會役員ハ三ヶ年トス

第二十一條 本會役員ハ三ヶ年トス

第二十二條 本會役員ハ三ヶ年トス

第二十三條 本會役員ハ三ヶ年トス

第二十四條 本會役員ハ三ヶ年トス

第二十五條 本會役員ハ三ヶ年トス

第二十六條 本會役員ハ三ヶ年トス

第五章 資産及會計

第二十七條 本會ノ資産、基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以テ組織ス

第二十八條 本會ノ收入金ヲ以テ充ツ

第二十九條 本會ノ收入金ヲ以テ充ツ

第三十條 本會ノ收入金ヲ以テ充ツ

第三十一條 本會ノ收入金ヲ以テ充ツ

第三十二條 本會ノ收入金ヲ以テ充ツ

第三十三條 本會ノ收入金ヲ以テ充ツ

第三十四條 本會ノ收入金ヲ以テ充ツ

第三十五條 本會ノ收入金ヲ以テ充ツ

第三十六條 本會ノ收入金ヲ以テ充ツ

第六章 會議

第三十七條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第三十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第三十九條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第四十條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第四十一條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第四十二條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第四十三條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第四十四條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第四十五條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第四十六條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第四十七條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第四十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第四十九條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第五十條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第五十一條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第五十二條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第五十三條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第五十四條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第五十五條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

九州の石炭鑛業に就て

互助會石炭株式會社名譽會長
直方商工會議所會頭 野上辰之助

五月三十一日門司俱樂部に於る日滿經濟懇談會に於る挨拶速記

先程より出光委員長始め其他の皆様方より懇談會の趣旨に就きましては屢々御話しがありましたので私は其れ等の点に就きましては省略を致します。只日本は滿洲國要路の大官兩閣下を始め斯界の權威者たる官民各代表者諸賢の御臨席に對しまして衷心より感謝と敬意を表する次第であります。私は炭都直方商工會議所會頭の故を以ちまして此の光榮ある席に列し得ました事を欣快とするものでありまして茲に九州に於ける石炭鑛業に就て聊か卑見を述べさして戴かうと存する次第であります。

御承知の如く支那事變の處理、歐洲の戰亂、蘭印問題等々所謂「太平洋、風、起らずと雖も浪高し」の如く今や東亞の風雲は將に其の急を告げんとして居るのであります。而して洋の東西を問はず近代戰に於て交戰國の經濟力が其の戰果に重大なる影響を齎らしつゝあることは論を俟たざる所であります。

而して國家經濟の消長は諸工業の旺盛なると然らざるとにより又諸工業の隆昌は石炭消費量の多寡により知り得るのであります。如斯石炭燃料は一般燃料に比し其の重要性を異にすることは今更ら申上げるまでもありません。

私共は銃後に於ける産業戰士の一員として燃料國策の線に沿ひ石炭増産に邁進すべく祈願してゐるのであります。

抑も我國に於きまして石炭の由來に就きましては異論異説が、かなりあるやうであります。石炭鑛業史の一節に依りますると今より凡そ二百四十年の昔寶永年間に長崎港外の深堀と言ふ所で「五平太と言ふ人が初めて石炭を採掘して附近の塩田に供給したのを以て嚆矢とする」と記してあるのであります。尙明治初年頃迄は一般に石炭のことを「五平太炭」と稱して居りました事實に徴し九州が石炭の發祥地であると申しましたも決して過言ではないと信するのであります。

皆様も御承知と思ひますが全國石炭の五五％は九州から産出して居るのを見ましても九州が我が國石炭鑛業界の重要基地であり産業開發上如何に樞要なる地方であるかが立證せらるゝのであります。今我が九州に於ける炭鑛の概要を申し上げます。炭田では筑豊炭田を第一位とし次いで三池炭田、糟屋炭田、北松炭田の順序で大別四つに分れて居るのであります。

筑豊炭田は東西一六籽乃至三〇籽南北三二籽乃至五二籽に亘り全國石炭産出高の四一％に達する雄大なものであります。北九州八幡製鐵所を中心に東洋の「マンチェスター」と稱せられ今日各種重工業の一大發展を來たしましたのも此の大炭田を擁するからであります。斯くの如く各種産業の原動力たり又家庭用炭となり直接には北九州産業繁榮の因をなして居るのであります。此の外阪神、東京方面竝に朝鮮其の他の外地に向け船都若松港より搬出する石炭は莫大なるものであります。

尙最近著しき採掘技術の進歩と向上とによりまして深層炭の採掘をも可能ならしめ稼働者一人當の採掘量も一ヶ月平均大手筋は十八畝内外、中小炭坑に在りても十畝内外と言ふ驚くべき數字を示すやうになつたのであります。又今迄は地表より地下への深度も二千尺餘りでありましたが今日では二千四百尺迄掘下げて居ります。尙將來は地下三千尺迄は採掘作業を爲し得る見込を有して居るのであります。

尙九州に於ては全土海底深く炭層がありますので各島嶼に其の露頭を見ることが出来るのであります。

又此の北九州には是迄筑豊石炭鑛業會、肥筑鑛業組合會、石炭鑛業互助會、以上三つの鑛業團體がありまして、各團體は互に連繫を保つて鑛業報國の意氣昂く一同意氣と熱とを以て奉仕精進して居るのであります。

三池炭田は三井さんが主として經營して居られます。粘結性石炭として有名であり大牟田工業地帯を育成すると共に各方面に供給せられて居る量も多大なるものであります。

糟屋炭田は主として汽船燃料、海軍用炭等に供され其の他各地へも輸送せられて居るのであります。

北松炭田は薄層ではありますが、コークス原料炭として有名であります。

如斯九州炭は粘結炭と云ひ家庭用炭其の他各種工業炭に適して居るのであります。

現在我が國に於きましては準戰時体制下に有りまして、あらゆる經濟の部門に涉りまして其の統制が強化せられつゝあるものであります。石炭に就きましては近く共販制の實現を見る事となつて居りまして、先には技術者登録、稼働手帳制、石炭品位取締規則等の制定を見まするし、輸送系統に就きましては近く一段の機能を發揮せらるゝ運びになる事になつて居りますので運營宜敷を得ますれば、炭業界も順調に行き使命を全ふする事が出来ると思ひます、而のみならず幸ひ日、滿、支相提携の工作も着々として進み其の實行に移りつゝある秋、層一層相互依存の念を強ふ致しまして共存共營の實を擧げ以て日、滿、支の物資需給調整の方途に出づる事が最も喫緊事ではないかと存するのであります。

回顧致しまするに日滿經濟ブロック結成せられてより年を閲みする事茲に八年歐洲動亂は愈々本格化し殊に内地は國を擧げて支那事變の處理に邁進し聖業の達成を期して居るのであります。

東亞永遠の平和も新支那中央政權の樹立によりまして其の第一段階に踏み入つたのであります、此の秋に當りまして日滿經濟「ブロック」の一大強化は絶對的急務であると切實に痛感して止まない次第であります。

終りに望みまして洩れ承りまするところに依りますれば滿洲國皇帝陛下には長くも、遙々御來朝遊ばされる旨仰出での御由茲に謹んで滿腔の敬意と歡喜とを以て其の榮ある吉日を衷心御待ち申上げて居りますと同時に日、滿兩國の國交益々緊密ならん事を祈念する次第であります。

長々と駄辯を弄しましたにも拘りませず御靜聽を煩はしました事を深謝致します。

石炭獎勵金並に新坑助成金に就て

互助會石炭株式會社
專務取締役 武内禮藏

昨冬來の全國的なる石炭不足に際會し、政府では積極的に石炭増産に乘出した。そして商工省始つて以來の超大豫算を編成し、或は増産獎勵金の交付、或は新坑開設補助金の交付等幾多の増産策を樹立した。その努力は、大いに之を多とするものである。

然るに、先月四日公布を見た増産獎勵金、新坑開設助成金の交付規則を一瞥して、意外の感に打たれたるは、豈我一人のみではあるまい、若しこの規則の通り施行されるものならば我々中小炭坑は折角公布されたこの規則の恩恵に浴する事甚だ薄いと言はねばならぬ、これでは餘りにも大經營炭坑を主としたもので、我々の當抵首肯し難いところである。

石炭需給のバランスは、どうしても國內に於て圖らねばならぬ現在では、中小炭坑の一噸二噸も決してこれを無視する

事は出来ない。たとへ出炭が少くとも、政府は奨励金を交付して一噸でも出炭させるべき必要がある。

今日の増産奨励金交付規則について見るに、年間送炭一萬噸と言ふ境界が、嚴然と置かれてあつて一萬噸以下の石炭山では、一萬一千噸を送炭しなければ、この規則の適用を受けぬ事になる。互助會では年産一萬噸に達しない炭山が多いのであるが、これらが一萬一千噸を出すのは、なか／＼容易な事ではない。のみならず夫れ迄に達する過渡期に於ける努力に對して何等報ひらるゝ處がない。言ひ換へればその間生産費は他の恩恵に浴する炭山に比しハンデキャップを附せられたも同様である。せめてこれを五千噸に引下げてもう少し適用の範圍を擴げたならば、中小經營者の事業心を啓發し、從つて増産の實ががり得ると信ずるのである。

今一つの問題は斤先業者に對する處置であるが本則により奨励金を交付される者は鑛業者である、處が事實として鑛業者の下に斤先業者なる鑛業者のある事を忘れてはならない、之れは農業で云へば小作農業者とよく似た点がある即ち一鑛業者の鑛區の全部又は一部を賃借稼行するものである、然しこの斤先業者は鑛業法では未だ認められて居らないものであるが古くより實在して居るのである。而して斤先業者は一鑛業者の下に多きは十數坑ある場合もあり且各々獨立經濟のもとに經營して居るので本則の如くその送炭高を一括總合査定してその鑛業者に奨励金を交付せらるゝは一斤先業者の増産努力も他の業者の天災其他の障害により出炭不足の爲め折角の恩恵を無にする事ともなるのである。以上の實情からして出來得べくんば本則運用に際して直接斤先業者に交付するのが本奨励の趣旨にも合致するものと思ふのである。次に本則によれば指定品位以上の石炭のみに奨励金は交付せらるゝ事になつて居る。九州炭で云へば四千カロリ以上の石炭であつて、それ以下の石炭は石炭でない事になつて居る、然しながら石炭と云ふものは必ずしも經濟上優良炭が有謂方面に使用せられ適合するものでない、使用向によつては低カロリの石炭と云へどもその目的を充分満足せしむる事が出来るのであり使用者も又是等の石炭を希望する向もあるから一概に之れを非石炭視するは當を得ざるものである。

低カロリの石炭と云へども尠くとも特別許可ありたる石炭に就ては本則により奨励金は交付せらるゝべきである、時恰も石炭不足の折低級炭使用奨励と研究はむしろ必要であると思ふ。

次に新坑開發助成金交付規則に就てあるが一坑口から五年以内に年十萬噸を出炭する新坑に限られてゐる。一坑口から年間十萬噸出すところは、互助會には皆無と言つて差支へない。現在、新坑を採鑿中の處で地盤が岩石である爲非常に苦心を見てゐる炭坑もあるが、年間十萬噸に近い數量は出るけれども稍及ばない爲に多額の費用と時日を要するにも拘はらず、新坑開發補助金は交付されないものである。この事に就ては先日衆議院の石炭増産配給實情調査會委員諸氏が視察されその實狀を認識された事と思ふが、この基準を十萬噸と置いた事については超重点主義であるとの譏りを受けても仕方があるまい。これも前の増産奨励金交付規則の場合と同じく今少し基準を下げ、せめて三萬噸として、經營者の事業心を阻害しない策を取るべきではないだらうか。

現に、新坑開設を計畫しながら、年産十萬噸もの出炭が不可能なる爲、補助金の交付されざる事を見越して、新坑開設に着手しないと云ふ増産奨励とは相矛盾したところがあるのである。

要するに、政府が眞に増産を望むならば、中小炭坑方面の實情を知悉してその實情に即したる増産策を樹てねばならぬ。本會では前記二規則に關し、今述べた如き趣旨を以つて、各方面に陳情書を提出した。唯吾々は本規則運用取扱上に於いて吾人の意の存する處を採擇せられん事を希望して竭まないのである。我々の衷情が容れられ増産成績の向上を見るならば國家の爲幸である。

日本石炭株式会社の設立

五月二十九日午後二時より日本工業俱樂部に於て日本石炭株式会社創立總會が開催され、

一、會社創立事項報告ノ件

一、社長、副社長、理事及び監事選任ノ件

一、商法第百八十四條ニ定メラレタル事項調査報告ノ件
等を決定、同會社はいろ／＼の迂餘曲折を経てこゝに創立した。

役員は左記の通り選任

- 社 長 松本健次郎(昭和石炭會長)
- 副 社 長 古田 慶三(昭和石炭社長)
- 理事、總務部長 松本 健兒(陸軍中將)
- 理事、經理部長 大東 健夫(海軍主計中將)

- 理事、企畫部長 澤田 慎一(昭和石炭常務)
- 理事、統制部長 瀬尾 健二(前燃料局石炭部長)
- 理事、業務部長 多賀 侍郎(昭和石炭若松支店長)
- 理事、若松支店長 四方田茂(昭和石炭取締役)
- 理事、大阪支店長 川勝庸吉(昭和石炭大阪支店長)

- 監 事 森本 靖男(前廣島稅務監督局長)
- 監 事 吉家敬造(鴨川ニッケル會社重役)

尙理事一名(金融部長)は近く選任の筈
創立總會後、社長松本健次郎氏は同會社事業の内容につ
いて左の如く語つた。

日本石炭の本格的業務開始は十月一日であるからそれま
では昭和石炭が存続し石炭販賣取締規則に従つて配給統制

の事務をとることになつてゐる、業務開始までの四ヶ月間
に地方の配給機構を整備し万遺憾なきやうにしたい、地方
には主なるところに數ヶ所の統制會社が設けられることにな
つてゐるのでこの統制會社に各地方の小口需要を詳細に
調査して貰ふのである、この調査に基づいて日本石炭が地
方の統制會社に割當て統制會社はさらに各府縣の委員會と
協議してそれ／＼の地方のブローカーに割當て消費者はこ
のブローカーから買ふといふ仕組みであるこの委員會は日
本石炭と地方の統制會社および地方廳の代表をもつて組織
するやうになるだらう、大口消費の分は日本石炭が從來の
配給機關を通じて割當てるのであるが石炭の品質を確保す
る方法としては九州、常磐、北海道など主要炭坑の所在地
または積出港に七、八ヶ所の分析所を設けて檢量檢炭を行
ひ買入値段を決定する際の有力な資料とするつもりである
また大阪その他の市場にも分析所を設けねばならぬと思つ
てゐる、業務開始と同時にブール平準價格制を採用し新に
販賣價格を決めるわけだがこの價格が現在の昭和石炭の價
格よりどれくらゐ高くなるかどうかはこれから商工省と十

分協議して決定する、中小炭坑の石炭の買入れ價格ももち
ろん今後決めるのだがその方法は從來の昭和石炭の價格を
一應の基準とし規格に従つて買上げるのだが經營困難な炭
坑からはいくらか高く買ふといふことになるだらう、適正
價格といつても各炭坑別に原價計算をやるわけには行か
ないからかういふ方法で行くより仕方があるまい、昨春秋以
來朝鮮から二万人ばかりの勞務者を入れてゐるし資材の配
給も政府が優先的に扱ふといふことになつてゐるのでこの
四、五月は相當の増産になつてゐるやうだ、今年石炭飢
饉などといふ事態を惹起しないうやうにしたいと思ふ。

指定會社設立に關する當局の方針

日本石炭會社の創立に従ひ、商工省では常磐、北海道、
九州、宇部、樺太に於ける中小炭坑は各地別に統制會社を
設立せしめ、これを指定會社として日本石炭と取引をせし
むる方針であるが、當局の右指定會社設立に關する方針は
左の如くである。

- 一、統制會社は互助會及び西部石炭、宇部石炭、常磐石

炭、樺太石炭、各聯合加盟各社を以てそれ／＼設立せしむるが一定量以上出炭の非加盟會社は原則として各統制會社の統制下に置くこと。
一、各地區統制會社の加盟資格は各統制團體加盟者及び年間三千噸以上出炭のものとする。

右によれば最低限度を三千噸とした事は相當の弊害混成の原因を受すものと見られる。即ち三千噸以下の賣炭を嚴重に取締らなければ三千噸以下出炭に係る約三百五十萬噸の闇取引が横行する憂が充分にあると言はれてゐる。

石炭品位取締規則に關する懇談會

五月十三日若松陸署に於て業者と福岡縣經濟警察當局との懇談會が開催され、當局と業者との間に次の様な問答が行はれた。

問、四千カラリ以下は許可を受けねば送り出すことは出来ませんようになりましたが、それではあまりこの石炭不足の時代に勿体ないと思ひます。需要の數量と送り先とを確かめて粗悪炭は粗悪炭を必要とするところへやるようにすればよい。現に塩田方面の高能率を要しないところは四千以下の炭を使つてゐるところが多い。悪い炭は選炭すればよいわけだがそれには費用が要りますし生産者は生産費の膨脹に苦しんで居るので

甚だこれは苦痛である。それよりもよく需要先を調査して適當な炭を適當な所に送るようになりたい、塩田方面では石炭不足の爲空しく仕事を止めて居るところがあらうと考へます。今少しく品位の引下げることが出来れば願ひ致します。
答、四千以下の炭は許可を受ければ、ことになつて居ります。

問、その許可を得るのに非常な手数と時間がかゝりまして

私共仕事に追はれて、猫の手でも借りたいと思ふ時であります。届出をしましたら速かに許可して戴きますよう願ひ致します。最近日發向に粗悪炭が出廻つた爲かゝる規則の公布を見たと思ひますがこれは荷を受ける人が確實に檢査をすればよかつたのです。
答、お話は承つておきます、規則は規則としてやつて下さい。

問、現在貨車に標札があるが、あの外にも表示が必要ですか。

答、その必要はありません。
問、棧橋下はどうですか。

答、要りません、貯炭場は必要です、附加へて申しますが若松で棧橋の一肩二五間以内でも必要である、切り下しは不要、本船に積む時解で運ぶが其の時は不要です。エンドレスで運ぶ時は一噸以上は必要である。ヘルトコンベヤは不要である。

問、A炭六、〇〇〇B炭五、五〇〇C炭五、〇〇〇を混炭して新炭積Dが出るとすれば平均五、五〇〇となるが

とかく悪い炭に押され勝であるから五、四〇〇として届けて差支へなきや。

答、差支へない。

問、すると第六條の許可申請書に記載する最低保証品位及當該銘柄別混合割合により算出したる品位に達せざる時は、之を當該銘柄及銘柄別混合割合の石炭として販賣することを得ずとあるが、これと關係なきや。

答、關係無し。

問、混炭をすつても水の様には混ざりませんが、検査の時に最低の部分を取られる事はありますか。

答、そう云ふひどい事はしません。

問、ABCを混炭してCが足りないのでCと同等のものDを入れてもよろしいか。

答、指定品位に達したら入れてもよい。

問、船積の表示方法ですが、一々表に書かずとも送り状を見れば分るので、それで許してもらへませんか
答、それはいけません、一枚の札でよいから何々と書いておくこと。

問、ハッチブランチが船長室にあるからそれを見れば分ります。どうせ蓋をしたら中の炭は見えませんが。

答、今のところは札を立て、下さい。

問、汽船積みの場合ですが一つのハッチに澤山の品質の炭が入るわけですが、どんな風に表示しますか。

答、どの炭がいくら、どの炭がいくらと書いて置くところらしい。

問、どの邊にどの炭があると分らなくてもよいですね。

答、よろしい。

問、表示は賣主が立てますか、それとも買主が立てますか

答、賣主が立てます。

問、そうすると船積の場合には一軒一船なら問題は無いが一船で九軒十軒もやる場合がある、そうすると一軒の表示が立たない爲發船がおくれるようなことがあるかも知れませんか。

答、そういふのは甚だ不都合ですな、そう言ふことのないようにして下さい。表示の方法はいろいろあるが要するに石炭の場所を離れての表示はいけません、書面

等はいけない。

問、自家用炭の場合はどうですか。

答、自家用の場合は不要である。

問、自家用の意味は同一の經營者の工場で使ふのも含まれますか。

答、販賣の形式になつて居ればこの規則にかゝります。

問、貯炭を置いて、店に東の方にどう云ふ炭があり、西の方にどう云ふ炭があるとしておけばよいと言ふ話であつたが、よろしいか。

答、いや、それはいけないと言ふ話であつたのです、いけません。

問、届出は鑛業權者でありますか斤先權者が違犯した場合は鑛業者が其の罰を受けねばなりませんか。

答、そうであります。

問、それではあまり不公平ではないですか、全然鑛業權者がクツチしてゐない場合には。

答、それは今斤先權も認めて統制をするような風に監督局の方で考慮してゐるそうぢやありませんか。

問、其の過渡期の間が心配です。

答、監督局の諒解があつたらいいでせう。

問、表示の必要なしと認めた場合とはどんな場合ですか。

答、届出の必要の無い場合については私の方で告示を出します、先に言つた一噸以下の場合棧橋切下し本船まで解で運ぶ場合等告示で出します、其の他に皆さんの方で必要がないではないかと言ふような場合には其の旨知事に説明して下さい。

問、本船に積むとき境界マツトは必要でせうか。

答、貴方の方が必要とみとめなかつたらいいです。

問、新銘柄の品位が間違ひなければ混炭の内容が違つても差支えなきや。

答、差支えなし。

問、二以上の銘柄を積んでまざつた時は許可は要りますか
答、まざつて新しい品種が出来たら許可が要るからまざらんことして下さい。

問、炭坑で掘り出した儘の無撰のまだ銘柄にならぬ場合の表示はどうしますか。

答、それはよろしい。

問、甲が六千の炭を買つて乙に通知をして賣つたところ五、五〇〇しかなかつたこの場合はどうなりますか。

答、甲が乙に賣つた時五、五〇〇しかないと知つてゐたならば甲の罪であり、知らなかつたならば鑛業權者の責任となる。

問、斤先業者の届出を鑛業權者が責任を取らねばならぬは不合理です、全く自由販賣ですからね。

答、それは一寸即答しかねます、研究してみます。

問、條文にはないことですが一寸お願ひ致します、互助會でありますも心配してゐる点につきお願ひします互助會の炭坑の大多數が中小炭坑である爲に機械の設備も大手筋炭坑に劣つてゐるし、銘柄の届出についても非常に心配して居ります、分析設備も無いところが多いため、従前の銘柄其のまゝのカロリーで販賣してゐる有様であります、従つて最低保証品位についても心配してゐます。それについて各坑共考慮して届出た積りでありますか、たま／＼輸送途中で罰則を受ける

ことはないかと云ふ不安があるのであります。

互助會では一炭層を掘つてゐるところは少い、二層三層從來採掘された残り残炭、薄層炭上段下段を一緒に採掘してゐまして、今日六、〇〇〇が出て明日は五、五〇〇になるかも知れぬ炭坑が多いのであります、お願ひしにくいですが御考慮を下さいまして何分寛大な御處置をお願ひします。

答、御希望だけは承つておきます。

問、品位の検査は一回限りですか。

答、三回も四回も行ひます、業者の立會を求め資料を採ります、平均カロリーの意味ではない。最低保証でなければいけない。

問、その邊よろしくお願ひ致します。

問、四、一〇〇が三、九〇〇しかかつた時はどうなりますか没収されることはないか。

答、そんな事はない。

問、需要者側に只取りされたり、法外な値下げを要求されたりしはせぬか。

答、この規則はそう言ふところまで決めてゐない、契約の時何とか當事者で決めておいたらよいでせう。

問、指定品位に達してゐない事が分つて後で届けたらよくありませんか。

答、いけない、違犯は違犯です。

問、取締規則は我々の側では値段と關聯して居りますが四、〇〇〇を最低保証品位として實は六、〇〇〇の炭を賣つてもよいか。

答、それはよいが實際問題として大体六、〇〇〇の炭を十丸圓で賣り、最低を四、〇〇〇と出して置く場合、價格の方で違犯となる恐れがあります。

問、第六條に販賣することを得ずとありますが販賣行為の完了は何時を以て定めますか。

答、私の方では賣買契約の成立を販賣行為とみなす。

問、資料の採取は連も一袋位では出来まい少くとも一噸位必要と思ひます、試料の採取方法についてお伺ひします。

答、數回にわたつて時間的に採取し、それを平均すると云

ふやり方を考へて居ります。

私共の方では暫らく様子を見て未だ悪炭が出るようならば取締ります、どうか取締の必要の無いようにして下さい。

問、暫らく様子を見て、もう一度懇談會を開いて下さい。

答、何度でもひらきますかね、實際問題としてなかく困難であるが、こう云ふ規則が出た以上仕方ありません無暗にひどく取締るようなことはありません。

問、カロリーの検査は鐵道側のカロリー検査を採用する場合がありませんか。

答、そう言ふこともあろう、とに角資料を取るときは立會をします、自分勝手にカロリー低いようなところを採取することはありません。

此法文の發動を必要としない位に自肅されたい、當分實行期間を認めるも何様當局も經驗が浅いので充分研究をします。

五月十八日若松水陸兩警察署と互助會商務委員との懇談會が行はれた。

五月十八日開催 若松水陸兩警察經濟係 互助會商務委員懇談會 記録

陸 署 白石主任、加來、日比生氏

水 上 松村主任、石田、山田氏

五 石 商務委員 日産、日滿、日炭、

深坂、九曹、若石、九採、金丸

野上、岡崎、有田、共同

業務課 橋本、杉江、藤木

品位取締規則の條文並に之が方針に就ては曩に杉村商工事務官並に水野縣保安課長の兩三回の協議、質問の會に於て略諒解せるも實際之が取締の位に在る若松水陸兩署係員が如何なる態度にて取締りに臨まるゝか、又實際問題に就て規則勵行の不可能に近き事項並に當業者としての要望等を開陳する必要上互石主催にて水陸兩署多大の賛意を得て協議懇談會を開く。

一、先づ取締に就て如何なる方針、方法を以て臨まるゝかに對し

(イ)白石陸署主任

條文に就ての内容は既に杉村事務官並に水野保安課長の説明に依り御諒承の事と考へらるゝに付き本日は何か御質問の條項あれば之に就て御協議の上違犯なきを期したし。

(ロ)松村水上主任

署としては概略取締規則の徹底した頃を見計ひ一齊に品位、手續及び標示に就て取締の實施に移る豫定なり(五月末或は六月月上旬か)

(ハ)汽船積標示の件に就て本署樓上に於ける協議會に於ても各業者より質問したることなるが保安課長水野氏は飽迄條文通りとの申渡しなるが之に就ては水上署に於ては實情御承知のことなり之が實行に就て再三御願したる如く、船長所持の「ストウエーシブラン」を以て代用願へぬか。

一、水上署としては業者の要望最もなりと思ふ乍然水野課長より臆り條文通り實行されたしと言明ありたるものを、若松に於て適宜處置することは許されず

業者より縣へ御出頭の上諒解を求められ度し、若松水上署としても縣には報告すべし。

(ニ)汽船行貯に標示不要とのことなるが此範圍如何。

一、港内汽船積貯の意味なり、門司行の積の貯には必要なり。

(ホ)資料、採取方法に就ては如何なる方法、時期を以てせらるゝ哉。

一、荷主の立會を求め合理的な方法にて採取、決して警察独自の立場にて採ることなし、更に亦罪に落さんが爲に採るものに非ざること諒承ありたし。

(ヘ)混合賣炭のもの、資料採取は極めて困難にして或は高品位のもの、み或は低品位のもの、みに片寄ることあり、之が處置に就ては如何せらるゝ哉

一、混合内容は判り居る筈なり、例へ低品位の成績出たりとしても混合せる低品位のもの、最低品位あれば可。

(ト)大量混合賣炭の場合積出地としては其内容を報告すれば可ならんも、荷受主に於て之を少量分割賣炭の際、

當初の混合割合にて賣炭すること不可能なり、從而新銘柄を附して許可を要すること、なるが之は着地に於ては間に合はず如何しても積地に於て許可を得置く事となる此際の申請に對しては速かに許可ある哉。

一、出來得る限り速急に許可ある様取計ふべし、

(チ)貯炭標示に就ては速刻實行に移れるも標示の炭標等毎回盗まれ居る現状なり、殊に亦無煙炭の標示は貯炭其ものは盜難特に著し、之が取締りに就て特に御配慮相煩したし。

一、警察としても充分取締るべきは勿論なるも業者としても自己の商品の紛失等に對し警察のみに依存することなく、各個若くは團體に於て監視人を置く等の方法を講ぜられ度し。

概略に於て前記の如き事項に就て種々懇談したる處なるが最後に如何なる點が取締りの目標なる哉に付き質問せる處手續、品位、表示の三大項目に亘れるが手續、表示は大した問題とも思はれず、只品位の問題が最難關なるが大体に於て素入目に於て低品位(四、〇〇〇カロリー以下)に非

ざるかと云ふものに對し特別の注意を爲し、其他に就ては適宜處置す、高品位のもの、多少の品位の相違は取引者間に於て自ら賞罰ある筈と思ふ故、其點當局としても或程度考慮する方針なり。

坑木價格に關する陳情書 増産獎勵金規則に關する

武内専務は五月八日東京し各方面に次の如き二陳情書を提出、以て増産の實を擧ぐべしと主張する
まゝあるあつた。

(其ノ一)

昭和十五年六月二日

石炭鑛業互助會

會長 山 本 平 八

坑木單價値上げ現下石炭界生産

業者に對し不合理の件

謹啓 愈々重大性を加ふるの秋吾等石炭鑛業に従事し居る者の責務亦益々重加するを痛感して人的にも物的にも不自

由を忍び一意是れが増産を企圖し國策に沿ふべく邁進致居る次第に御座候

然るに坑木單價は九、一八後既に三回の値上げをなし居れり更に今回工割五分の値上げを執行したり(自十五年四月)此の件は公定價格として認められたるや否やは不明なるも石炭單價は釘付けとせられ居る今日に於て石炭生産上最も重要性を有する坑木單價を如斯引上げられる事は石炭は其都度値下げせられると同様なり

此點に就ては同質の要材を他産業又は軍需方面に使用せらるゝ單價と炭坑使用の坑木原價と相當の値開きあることが其原因なると察せらるゝも此件に就き吾々業者は値上げ絶對認め難く宜しく御審議相成度奉願候也

(別表参照)

備考

此件に對しては各會員とも受入並に支拂に關係あるを以て何分の御指示を煩し度し

日本山林會

昭和十三年賣値平均石當り 五圓三十五錢
昭和十四年 全上 五圓八十錢

(註)一割の値上げをなし居れるが最近軍部買上値は二割五分の高値とのことにて一般炭坑へも相當値上げを要求さるゝやの趨勢にあり

地方坑木商組合

昭和十三年賣値平均 五圓三十錢
昭和十四年 全上 五圓五十錢
全 年十月値上申請 六圓二十五錢
昭和十五年四月以降現在 七圓七十五錢
本年四月軍の買上げ九圓三十錢と云ふ是れに伴ひ九圓を要求し居れり

(註)一、中小炭坑は大手筋炭坑より消費量大なり

一、中小炭坑は大手筋より一割以上安價の坑木を買付け居りたる然るに最近大手筋側の値上げにより同額にあらざれば入荷せざることをなれり

一、單價値上りの狀況

一、坑木所要量

年度

坑木所要量

出炭數量

昭和十二年實績

八三四、二〇〇石 三、九五〇、〇〇〇石

全 十三年〃

〇〇〇、〇〇〇石 〇、〇〇〇、〇〇〇石

全 十四年〃

〇、〇〇〇、〇〇〇石 〇、〇〇〇、〇〇〇石

十五年豫想 〇、〇〇〇、〇〇〇石 〇、〇〇〇、〇〇〇石

備考 一、入會社の増加と増産により年次激増し今後猶増加するものとす

一、石炭一噸に要する坑木は大手筋の炭坑に於ては十才乃至十二才、中小炭坑に於ては十四才乃至十七才を要す

陳情項目

- 一、省令第二十七號石炭増産獎勵金交付規則に關する件
- (イ)省令第二條による獎勵金受領資格者の基準送炭數量を年間五千噸以上とされたきこと
- (ロ)斤先採掘業者に對し運用の範圍内に於て獎勵金交付の件
- (ハ)獎勵金受領資格者の送炭基準數量中に石炭品位令に基く特別許可數量を加算されたき事
- 二、省令第二十八號石炭山新坑開發助成金交付規則に關する件

陳情内容

五助會石炭株式會社
社長 山 本 平 八
謹啓 昭和十五年五月四日商工省令第廿七號、第廿八號を以て公布の石炭増産獎勵金交付規則及石炭山新坑開發助成金交付規則中其運営上に關し一部分の取扱改訂方事情具申此段及陳情候也

一、省令第二十七號石炭増産獎勵金交付規則に關する件
(イ)省令第二條による獎勵金受領資格者の基準送炭數量を年間五千噸以上とされたき事
弊社所屬炭坑一七四坑中昭和十四年度に於ける送炭一萬噸以下〇〇坑、内五千噸以下〇〇坑にして現在

年間送炭五千吨の業者にして一万吨以上の送炭をなすには相當の年月と努力とを要し尙且つ其間何等の惠澤に浴せざるに在りては他に比し生産條件を不當に制壓され又事業心をも阻害すること尠からず仍て首題の如く年間五千吨以上なされたし。(別表第一、第三號参照)

(ロ) 斤先採掘業者に對し運用の範圍内に於て奨励金交付の件。

原則的に奨励金受領資格者は鑛業権者なるも現在弊社所屬炭坑一七四坑中斤先業者六十一坑にして一鑛業権者の下に二以上數坑の斤先業者を有し而も各其經營者は經濟を異にするを以て唯單に之れが一括査定の上鑛業権者に奨励金交付せらるゝは本奨励の趣旨に反するやの實情に有るを以て希くは斤先坑經營者別に該當者へ交付せられ度し(別表第二號参照)

(ハ) 奨励金受領資格者の送炭基準數量中に石炭品位令に基く特別許可數量を加算されたき件

省令第四條により指定品位以上の石炭のみに奨励金

交付せらるゝ事となり居るも指定品位以下の石炭と雖も特に許可を得且つ又之れが使用者にありても夫れ相當の使用價值ありと認め使用目的を満足せしむるに於ては特に之れを除外するは本則の趣旨に非らざるかに思考す。宜しく特別許可數量を加算されたし

備考 十三年、十四年の實績に基き其大なる數量を基準數量とせらる。此の數量の内商品炭として貨

車積出しをなしたる中に本願出に該當する數量含み居るものなり。

二、省令第二十八號石炭山新坑開發助成金交付規則に關する件。

助成金受領資格者の出炭基準數量を三萬吨以上に低下せられ度き事。省令第二條により助成金受領資格者は新坑開發着手後五年以内に年産十萬吨以上と爲さんとする者に交付せらるゝも斯くては弊社所屬炭坑に於ては現在稼行中にあるものと雖も年産十萬吨以上のもの鑛業権者別に見るときは相當數あるも本法の趣旨の如

く一坑口により十萬吨以上出炭し居るものは僅々五坑に過ぎず之れを本則の如く五年内に年産十萬吨以上とするに於ては其の惠澤に浴し得るもの皆無の状態なり宜しく之れを三萬吨以上に引下げ以て本令の惠澤を與へられたし。(表省略)

昭和十五年度(自一月一日起至三月三十一日)鑛産税及び特別鑛産税賦課標準價格

五月三十日商工省告示第二五六號を以て公布されたが三月二日公布のものど全く等しい。

一石 炭	一吨に付	塊炭	粉炭	切込炭
北海道釧路郡	釧路市	二・〇〇〇	一・〇〇〇	二・六〇〇
福岡縣田川郡	赤池炭礦			
同 縣鞍手郡	大之浦、古河目尾			
同 縣嘉穂郡	新入の各炭礦			
同 縣飯塚市	二瀬、飯塚、嘉穂	一五・一〇〇	一三・二〇〇	一五・一〇〇
同 縣飯塚市	明治、吉隈各炭礦			
同 縣飯塚市	給田炭礦			

同 縣嘉穂郡	上山田、三井山野	一四・〇〇〇	一三・〇〇〇	一三・六〇〇
同 縣田川郡	下山田、網分、平山、忠限の各炭種			
同 縣鞍手郡	大峰、峰、地中津原、本添田の各炭礦			
同 縣嘉穂郡	鞍手炭礦			
同 縣遠賀郡	豆田、漆生、稻葉、日吉、猪ノ鼻、庄司の各炭礦	一三・〇〇〇	一三・一〇〇	一三・〇〇〇
同 縣飯塚市	中鶴、大辻、高松、大隈、高江各炭礦			
同 縣田川郡	芳雄炭礦			
同 縣嘉穂郡	木原川崎、豐州、池尻、位登、新平、岡、大任、五坑、岩鼻、大任、五坑、岩鼻、大任、五坑、岩鼻、大任、五坑、岩鼻			
同 縣嘉穂郡	吉城の各炭礦			
同 縣嘉穂郡	炭礦			
同 縣遠賀郡	筑紫、相田、木城			
同 縣遠賀郡	天竺、寶満、顯田			
同 縣遠賀郡	石丸、第二、官熊			
同 縣遠賀郡	中尾、第一、東			
同 縣遠賀郡	高野、新山、野、東			
同 縣遠賀郡	山野の各炭礦			
同 縣遠賀郡	岩崎、壺生、深坂			
同 縣遠賀郡	海老津、戸切、別			
同 縣遠賀郡	府新、高陽			
同 縣飯塚市	寶の各炭礦			
同 縣飯塚市	岡ノ浦炭礦			

同 縣田川郡 上添田、添田の各炭礦
同 縣鞍手郡 三仲、小林本洞の各炭礦
同 縣嘉穂郡 昭和、上山、山尾、本嘉、寶邊、門尾、昭大、鎮西、大芳、の谷、新潤野の各炭礦
11・200 10・400 11・400

同 縣鞍手郡 西川村
11・200 10・100 10・400

同 縣田川郡 前掲各炭礦及方城、豐國、三井田川の各炭礦を除く
10・400 9・600 10・000

同 縣鞍手郡 前掲各炭礦を除く
10・400 9・600 10・000

同 縣嘉穂郡 前掲各炭礦を除く
10・400 9・600 10・000

同 縣柏屋郡 柏屋、龜山、龜山、二坑、龜山三坑、敷島、勝田、篠栗、大勢門、宮野、上篠栗、新觀音、新高、小松、西戸崎、須惠、久盛、土井、東篠栗、宮浦、佐谷の各炭礦
11・200 11・200 11・200

同 縣同 郡 前掲各炭礦及海軍新原、高田の各炭礦を除く
11・200 9・200 10・200

同 縣筑紫郡 早良炭礦を除く
11・200 9・200 10・200

佐賀縣東松浦郡 入野村、有浦村、及岩屋炭礦を除く
11・200 9・400 11・100

同 縣小城市

移入半島人勞務者募集法改正による現地手續に付て

上山炭坑勞務係長能勢賢一氏は半島人勞務者募集に關して渡辭中なるが募集取締規則改正に伴ふ之れが手續其他に就て參考の爲め左の通りの通知があつた。

- 一、募集に就ては社會課が中心となり居るも保安課（警察關係）を経由する事になりたる爲二元的となり之か手續上相當の時日を要する事となれり
- 二、全道廳に於ても亦全様
- 三、割當は（道の割當）總督府社會課に於てなすも夫れに就ては別表（第一）の様な稟議經過を辿るため割當通告ある迄には相當の日時を費す
- 四、總督府より通知か道廳に行かねば、道廳では募集許可

申請書の受けをなさず

五、道廳に申請書提出後の該書類の經過は別表（第二表）の如し

従つて認可迄の日数は相當の日時を要する

六、左の期間は集團移住は停止されて居る

自六月二十日至七月三日（十四日間）

七、申請書は七通提出せねばならぬ

本書には募集従事者の身元証明（實物）を添付し他の六通には寫を添付する事

雇傭規則勞役扶規則（寫）就業案内をも添付を要す

八、就業案内に就て注意すべき事は法規に示す以外家族呼寄せの場合の家族三名迄は旅費の全額を支給記入することを忘れざる事

九、半島人を募集従事者となす場合は成る可く詳細なる身分証明書を必要とする

居住雇傭關係等の証明も必要とする

十、七月三日以後の内地輸送は大体に於て混雜するものと豫想せらる

- 十一、出願人の印鑑は携帯する方好都合なり
- 十二、宿泊料は一般に於て昨年に比し稍々高し
- 十三、被服類も騰貴し品薄なれども現在の處辛じて調度なし得らる

（服七圓乃至八圓）（帽子七十錢乃至一圓）

地下足袋は相當困難なり

申請書雜形

勞務者募集許可申請書

一、主たる事務所所在地 福岡縣嘉穂郡山田町字上山田 一六一四番地

名 稱 日本炭業株式會社上山炭坑

事業ノ種類 石炭鑛業

鑛業代理人 橋上俊崇

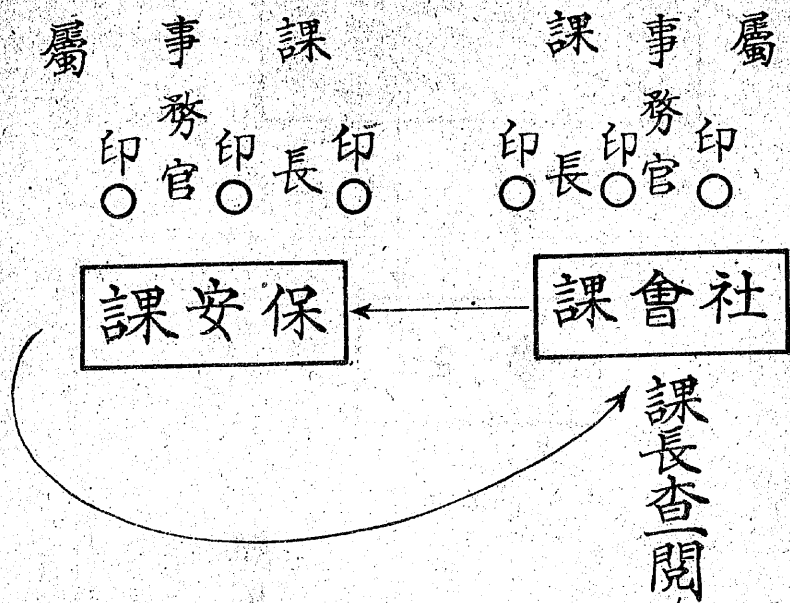
假事務所所在地 朝鮮慶尙南道釜山府

二、應募者ノ就業場ノ所在地及名稱

所在地 福岡縣嘉穂郡山田町字上山田一六一四番地

名稱 日本炭業株式會社上山炭坑

別表一



總督府内務局長印

後道ニ通知ス

コノ間約二三日ヲ要ス

三、應募者ノ就業スベキ事業ノ種類

石炭鑛業 (石炭採掘)

四、募集豫定人員

①男 二百名

②家族持 二百名

③採炭夫

五、募集スベキ勞務者ノ年齢ノ範圍

滿十八才以上滿四十五才以下

六、募集區域

七、募集期間

自許可ノ日ヨリ

至昭和十五年七月三十一日

八、應募者ノ輸送方法

①募集地ヨリ釜山府迄汽車、汽船又ハ自動車、釜山港ヨリ釜博連絡船ニテ福岡市へ、福岡市博多驛ヨリ國鐵ニテ就業地山田町上山田驛へ輸送

②應募者五十名ニ一名ノ引卒者ヲ他ニ就業地所轄警察署員一名

③五十名宛四回ニ分割輸送

但シ出發時不參、誤參者ニヨリ若干ノ増減アリ

九、募集従事者

別紙之通り

十、各募集従事者ノ擔當募集區域及募集豫定人員

十一、募集従事者ニ與フル報償

ナシ(會社従業員ナレバ社則ニ依ル出張手當並旅費日給以外ニ支給スル外募集従事者對照トシテ報酬ハ與ヘズ)

右勞務者募集許可相成度此段及申請候也

昭和十五年六月 日

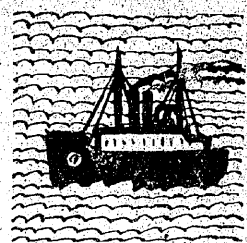
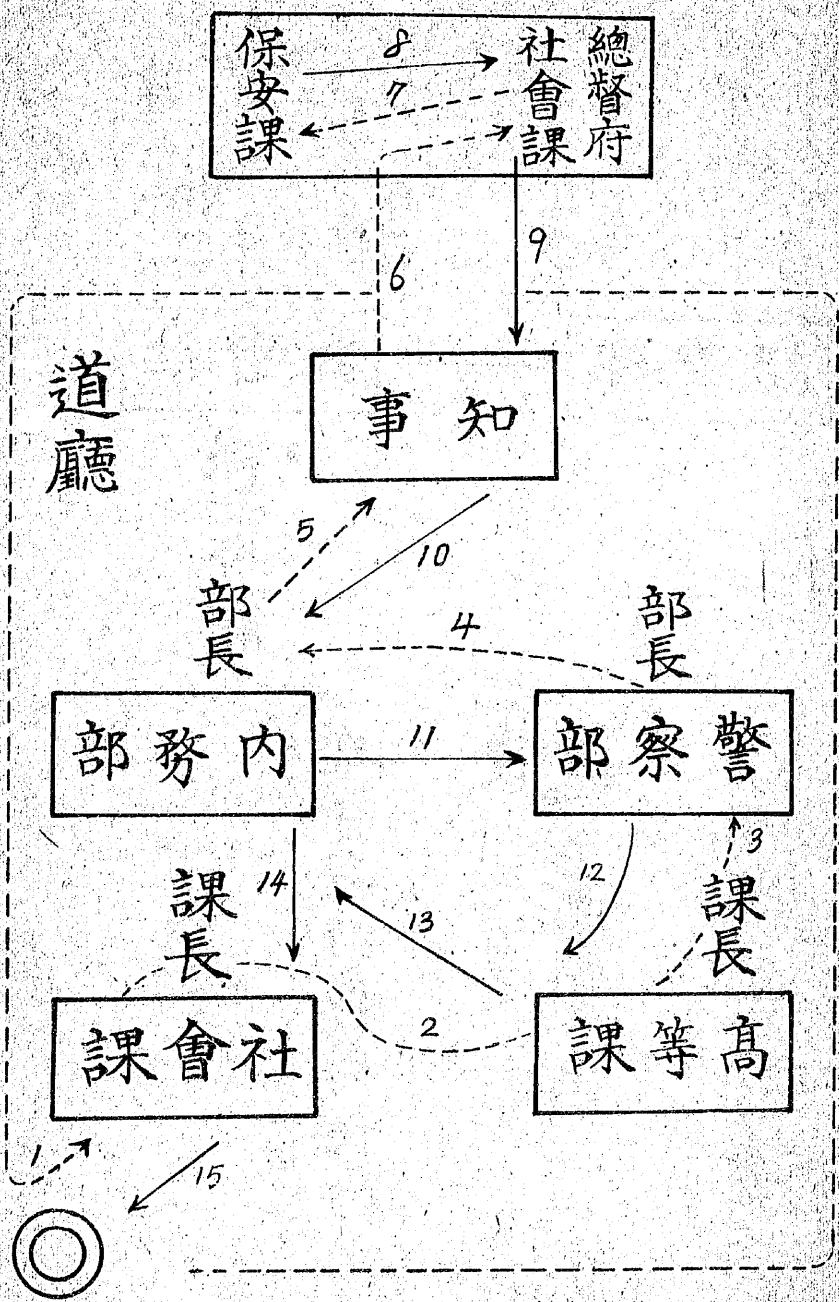
募集申請者

日本炭業株式會社

常務取締役 橋上俊崇
鑛業代理人

慶尙南道知事山澤和二郎殿

別表二



一、汽船運賃

イ、遠洋

伊國の参戦により地中海の航行不能により船腹は歐洲より東洋方面に集中の傾向である。従つて日本近海の船腹は潤澤化され運賃は下向きの一途を辿りつゝあり。之により日本は現在の輸送の行塞りも幾分緩和されるだろうと期待されてゐる。然しながら化學工業に不可欠な原塩の輸入難の打開とそ刻下の急務とされてゐる。

ロ、近海

近海は石炭を中心に北洋材、北海塩、灣糖、鐵材、雜貨等の出廻り増大と共に漁場用船腹、滿洲大豆、樺太炭等

石炭船運賃

ハ、石炭

の急を要する物資の輸送により益々船腹難の加重するのみである。然し歐洲方面の就航不能により近海配船の増加は夏場の輸送難を或程度緩和するであらう。

樺太炭の積取開始により船腹は此方面に廻航され従つて北海道、若松、三池方面は減少し漸次貯炭は増加してゐる。運賃は標準率によりて變化なく保合つてゐる。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月中旬
京濱	四、八〇	四、八〇
川崎	五、三〇	五、三〇
伊勢灣	四、三〇	四、三〇
大阪川入	三、六〇	三、五〇
敦賀	—	五、二〇
仁川	—	六、〇〇

二、帆船運賃

出炭の増加により夏季の不需要季なれども荷動き益々活

撥にして重油の配給不円滑と相俟つて各港頭に貯炭の山を築きつゝあり。機帆船の不足を解消する爲には重油の十分なる配給が要望されてゐる。

六月若松協定運賃表

福岡縣若松市回漕商業組合

(單位壹聽ニ付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山縣			岡山縣		
由良	四、三九		鹿忍	三、六二	
大阪府			岡山川入	三、七〇	
樽井	四、八三	四、九	幸西	三、九三	
佐野	四、三	四、九	彦崎	三、九三	
堺	四、〇	三、四	玉島	三、三	
			田ノ口	三、三	
			玉島	三、六	
			笠岡	三、〇	

兵庫縣	尼ヶ崎	三、五	西ノ宮	三、五
	神戸	三、五	洲本	三、〇
	明石	三、九	江井ヶ島	三、〇
	二見	三、三	別府	三、三
	高砂	三、三	會根	三、七
	木場	三、九	飾磨	三、九
	網干	三、五	那波	三、三
	相生	三、四	赤穂	三、四
	片上	三、四	牛窓	三、三
岡山縣				
	岡山	三、五		
	宮ノ浦	三、五		
	小申	三、三		
	宇野	三、三		
	日比	三、三		
	味野	三、三		
	笠岡	三、〇		

廣島縣

福山	三、六	福山川入	三、四
鞆	三、三	因ノ島	三、〇
尾ノ道	三、〇	糸崎	三、〇
三原	三、〇	竹原	二、九
阿賀	二、八	吳	二、八
廣島川入	二、五	宇品	二、四
山口縣			
岩國	二、三	今津川入	二、二
三田尻	二、一		
徳島縣			
徳島	四、〇	小松島	三、五
撫養	三、五		
香川縣			
小豆島	三、三	高松	三、三
林田	三、二	坂出	三、二
丸龜	三、二	多度津	三、二
観音寺	三、一		

愛媛縣

川ノ江	三、三	西條	三、七
新居濱	二、八	壬生川	三、元
今治	二、八	菊間	三、〇
堀江	三、〇	高濱	二、八
三津濱	二、九	長濱	二、九
宇和島	三、元	八幡濱	三、元

但シ特殊ノ事情アルモノハ壹聽ニ付金拾錢也ノ範圍ニ於テ割増ヲナスコトヲ得

備考
一、指定仕向ケ先ヲ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以上ノ積揚ニナリタル時ハ相當ノ割増シヲ申シ受ケルコト
二、壹港ニテモ貳ヶ所以上積揚ゲニナル場合ハ第一項ニ準ズルモノトス

福岡縣工場鑛山切符制に就て

資材部

産業戦士の生活必需品だけは確保してやりたいとの親心から福岡縣が切符制を布くこととなり配給方法の調査に乗出してゐる。

物の需給不圓滑が深刻となり六大都市には砂糖燐寸を皮切りに生活必需品の切符制が布かれやうとしてゐるか、最近福岡縣下でも工場鑛山方面に物質不足の傾向が顯著となり動もすれば生産擴充に全力を傾けてゐる産業戦士に生活不安を與へる虞れがあるので縣ではまづ酒に切符制を布くこととなり實績調査を行つてゐるが、今度は生活必需品全般に亘り切符制實施を計畫、警察部長、縣産業報國聯合會理事長をもつて縣下各署長各地域別に産業報國聯合會々長あて工場鑛山購買會並に配給方法調査の通牒を發した。配給方法は事業主が會社の購買部として認めたもので産業報國會の名に於て購買會を配給団体とし從來の實績により物資

別の配給率を決定切符制には通帳制度で配給しようとするのが大体縣の案で産業報國會の組織されてゐない工場鑛山にはこれが適用されず、既に結成された二千五百の産業報國會だけが配給団体となるわけでこれにより産業報國會の結成が促進されるものとみられるが工場鑛山の切符採用は全國でも最初でしかも報國運動の一翼として實施されるものだけにその成果に非常な期待をかけられてゐる。

公定價格表

互助會資材部調

カーバイト

單位二五瓦入石油空罐又ハ銑製罐一罐
品種 臨時日本標準規格 ガス發生量 販賣價格

第一號品	二八〇立以上	四圓五十錢
第二號品	二五〇立	四圓三十五錢
第三號品	二二〇立	四圓二十五錢

第四號品 一九〇立 四圓十五錢
等 外 品 四圓五錢

(イ)ガス發生量ハ一瓦ノカーバイトヨリ發生スルガス量ヲ溫度攝氏一五度壓力水銀柱七六〇耗乾燥状態ニ於ケル容積ニ換算シ「リットル」ヲ以テ之ヲ示シタルモノトス
(ロ)本表價格ハ買主ノ指定スル本州、四國及九州ニ於ケル省線及直通連帶社線各驛、貨車乗渡ノ貸切扱ノ價格トス (備考官報ニ依ル)

清酒 (最高販賣價格)

一、量 詰 (一升詰一本ニ付) (單位圓)

種別等級	最終卸賣價格 (店先渡)	小賣價格 (店先渡又ハ持込)
特等銘酒	二圓一五	二圓四〇
一等銘酒	二、〇五	二、三〇
二等銘酒	一、九五	二、二〇
上 酒	一、六〇	一、八五
並 酒	一、四〇	一、六五

二、樽 詰 (四斗詰一樽ニ付) (單位圓)

特別等級 最終卸賣價格 (店先渡) 小賣價格 (店先渡) 備 考

特等銘酒	八〇圓〇〇	八八圓〇〇	新樽七回以上ノ物ヲ使用トス
一等銘酒	七五、〇〇	八二、〇〇	五回以上ノ物ヲ使用トス
二等銘酒	七一、〇〇	七八、〇〇	〃
上 酒	五七、〇〇	六一、〇〇	空樽三回以上ノ物ヲ使用トス
並 酒	四八、〇〇	五二、〇〇	〃

三、量 賣 (正味一升ニ付) (單位圓)

種別等級 小賣價格 (店先渡シ又ハ持込)

特等銘酒	二圓五〇
一等銘酒	二、四〇
二等銘酒	二、二五
上 酒	一、八〇
並 酒	一、五〇

備考 福岡縣告示第百六十七號

銘酒格付表

一、特等
 特選萬代、全富の壽、全國の露、全有薫、全比翼鶴、
 全白花、全池龜、全豐盃、全清力、全富貴鶴、全秋津
 洲

二、一 等

豐の薫、萬代、富の壽、國の露、有薫、比翼鶴、白花
 且朝の富士、國美人、桃の露、福の梅、福吉野、松鷹
 金盛、富久の富士、三菱、王出泉、咲や此の花、九州
 生世松、福華、富貴の譽、譽の山、須惠の松、福鳩
 千代の松、秋津州、豐盛、天心、豐鶴、日若、釀王、
 富久鶴、大吟、最高峰、日の出、梅ヶ谷、若草、玉の
 井、喜久開、千代花、國華、浮羽鶴、梅此花、若竹、
 萬力、天國、磯の濱、玉園、千代友、朝風、白杉、御
 所の華、大洋一、醉樂、敬老、勝利軍、飛龍、英彦、
 氏の娘、三井壽、山の壽、庭の鶯、千年の松、三井泉
 日子鷹、共榮、若波、廣嶺、美代鏡、清力、稻の壽、
 眞吉野、清波、一力、三勇士、正名、甘露、一鶴、天

華、萬年鶴、升繁、四ツ菱正宗、鷹正宗、瑞穂鶴、池
 龜、白太華、帝國一、金ノ井、旭榮、魁錦、彌滿の譽
 重滿、碧の海、旭松、箕降、富久鶴、喜翁、流陽、菊
 美人、興玉、醉千兩、濱の光、白龜、都の月、園升蝶
 友瓢、喜久司、瑞の玉、常薫、國の壽、光世、富士の
 夢。

粕取燒酎

一、壺詰販賣價格 (單位一斗五升)

種別	生産者販賣價格	最終卸賣價格	小賣價格
アルコール分			
四〇以上	四六、五〇	四八、九〇	五三、四〇
三〇以上	四〇、五〇	四二、九〇	四七、四〇
二五以上	三四、五〇	三六、九〇	四一、四〇
二、量販販賣價格 (單位一合)			
種別		小賣價格	
アルコール分四〇以上		四〇	
三五以上		三六	

三〇以上、三三二

二五以上、二八

福岡縣告示第五百一號

セメント

一、單位五十斤入三層紙袋一袋

品名	販賣價格	備考
普通ポルトランドセメント	一、二二	卸賣業者トハ、
混合セメント (高爐ヲ含ム)	一、二二	共販會社ヨリ直接ニ
單獨ポルトランドセメント	一、四二	購入シテ販賣スル者
ネオリヂデチ	一、九八	二、〇三
ツトセメント	一、九八	二、〇三

イ、本表價格ハ買主所在地ノ最寄驛貨車乘渡最寄港船乘渡
 シ又ハ最寄倉庫渡ノ價格トス

ロ、四層紙袋詰ノモノハ二錢上リトス
 備考 商王省告示第九十四號

地下足袋

一、卸賣價格

ヒール

三、 (單位圓)

種類	元賣業者販賣價格	卸賣價格	小賣價格
沖繩黑糖一等	一九、三九	一九、七四	二二、〇〇
白下糖一等	二〇、一七	二〇、五二	二四、〇〇
宮古黑糖一等	一九、八九	二〇、二四	二二、五〇
大島黑糖一等	二〇、一九	二〇、五四	二四、〇〇

福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、及宮崎縣ニ於ケル販賣價格 (官報四月五日發表)

アサヒ、キリン、ユニオンビール、サクラ

種類	価格	備考
黒特並 製製	二〇、八〇〇 二一、八〇〇	大塚四打入一箱トス
黒特並 製製	一一、八〇〇 一二、三〇〇	小塚四打入一箱トス

樽詰 一立ニ付 〇、六二

二、小賣價格
アサヒ、キリン、サクラ、ユニオンビール

種類	價格	備考
黒特並 製製	四八、四八六	大塚一本ニ付
黒特並 製製	三〇、二〇九	小塚一本ニ付

特大塚 一本ニ付 一、四五
樽詰 一本ニ付 六六

福岡縣告示第三百三號

マニラロープ

種類	(直徑)	製造業者 販賣價格	販賣業者 販賣價格
一等ロープ	1 1/2	四九、五〇	五四、一〇
	2	四八、五〇	五二、九〇
	2 1/2	四七、四〇	五一、七〇
	3	四六、三〇	五〇、五〇
	3 1/2	四四、二〇	四八、二〇
以上			
二等ロープ	1 1/2	四二、八〇	四六、七〇
	2	四一、七〇	四五、五〇
	2 1/2	四〇、六〇	四四、三〇
	3	三九、五〇	四三、一〇
	3 1/2	三七、四〇	四〇、八〇
以上			
三等ロープ	1 1/2	三六、二〇	三九、五〇
	2	三五、一〇	三八、三〇
	2 1/2	三四、〇〇	三七、一〇
	3	三二、九〇	三五、九〇
	3 1/2	三〇、八〇	三三、六〇
以上			

イ、本製價格ハ三ツ打ノ物ノ價格トス

ロ、「ストランド」ノ物ハ製造業者、販賣價格ニ在リテハ一圓下販賣業者販賣價格ニ在リテハ二圓二十錢上ゲト

ス
ハ、四ツ打ノ物ハ製造業者販賣價格ニ在リテハ下販賣業者販賣價格ニ在リテハ二圓二十錢上ゲトス
ニ、バラ打ノ物ハ製造業者販賣價格ニ在リテハ三圓三十錢上ゲトス
ホ、一等ロープ二等ロープ及三等ロープノ區別ハ日本マニラ麻綱工業組合聯合會ノ定ムル格付ニ依ル物トス
備考 商工省告示第五十一號

小 麥

一、產地最寄驛貨車乘渡價格	
一 等	一一三、〇三
二 等	一一一、七九
三 等	一一一、五四
四 等	一一一、二三
外 等	一一一、九〇
二、實需者渡價格	一一三、二八

裸 麥

一、最寄驛貨車乘渡價格	
一 等	一一一、五五
二 等	一一一、三二
三 等	一一一、〇八
四 等	一一一、七八
外 等	一一一、四八
二、最終實需者渡價格	一一一、七五
一 等	一一一、五二
二 等	一一一、五二

二 等 一一一、九九
三 等 一一一、七四
四 等 一一一、四三
外 等 一一一、一〇
三、本表價格ノ百斤入り俵、吠又ハ麻袋入り「コロガシ」價格トス。但シ麻裝ノモノハ二六錢以内ヲ加算スルコトヲ得

三、本表價格ハ一六貫入俵又ハ叭入リトス
 (備考縣公報ニ依ル)

石油販賣價格

規格分類名稱	現行販賣品名	地方石油販賣會社 ヨリ石油小賣店ニ 販賣スル價格	昭和十五年五月四日付
自動車揮發油	赤富士櫻	二、一三	全
全	黒貝二號	〃	全
全	ベカサス	〃	全
全	黒ゼネラル	〃	全
全	ツバメ	〃	全
自動車用外一號	赤貝ソコニー	二、三六	全
二、工業用揮發油			
規格分類名稱	現行販賣品名	地方石油販賣會社 ヨリ石油小賣店ニ 販賣スル價格	工業用揮發油一號
一、自動車揮發油公報			一號揮發油
全			二號
全			三號
全			四號
全			五號
全			六號
全			七號
全			八號
全			九號
全			抽油用
全			全外一號
全			全二號
全			全三號
全			ミネラルターペン
三、燈油			三、燈油
規格分類名稱	現行販賣品名	地方石油販賣會社 ヨリ石油小賣店ニ 販賣スル價格	規格分類名稱
特殊燈油	特殊燈油	一、六八	特殊燈油

白燈油	白燈油	一、五一	四、輕油	(單位十立)
ソルベント	ソルベント	一、九九	特一號輕油	特一號輕油
茶燈油	茶燈油	一、四三	一號	一號
特ソルベント	Aソルベント	二、三二	二號	二號
一號燈油	海軍規一號石油	一、九六	三號	三號
二號	〃	一、五七	一號デイゾリット	一號デイゾリット
三號	〃	三、一〇	二號	二號
四號	燃料油第三種三號	二、二四	五、機械油	(單位二〇立)
外A一號	タンク錨	一、六五	規格分類名稱	現行販賣品名
外B一號	虎	一、六五	一號マシン油	Aマシン油
外二號	貝印發動機油	一、六五	二號	B
三號	貝印石油上松	一、七九	三號	C
四號	シエルペトロリユ ムペイントソルベ ント	一、八五	四號	E
五號	シエルミネラルター ペタイン	二、七四	一號白スピンドル	A白スピンドル
六號	ソヴアソールスタン グツク	三、八三	二號	B
七號	ツルベント第五號	〃	一號スピンドル	Aスピンドル
八號	ミラルコルザ	三、七〇	二號	B

三號 //	C //	一、八一
一號台車油	A 台車油	一、九八
二號 //	B //	一、七〇
三號 //	C //	一、五四
六、重油	(單位一疋)	
陸上一號重油	B 重油	七四、三〇
海上一號 //	B //	七四、四七
特二號 //	C //	五八、〇〇
但シ右値段ハ		

①縣内買主所在地最寄り各港沖着渡又ハ貨車一車積着驛

日本標準規格(236)に依る

石炭試料採取方法

互助會分析所

先に日本石炭株式會社の設立を見、又石炭品位取締規則の公布に

- レール渡價格トス
 - ②陸上重油ニ關シテハ
イ、輸入品ハ石油輸入業者ニ於テ輸入者ヨリ直接受入ル、元クシク渡價格トス
ロ、内地製品ハ石油精製業者又ハ人造石油業者ノ製油所構内タシク渡價格トス
 - ③航空油機揮發油中外ハ七一號外八〇號外八七號外一〇〇號ハ持届價格トス
 - ④外八號燈油ノ持届價格トス
(備考縣公報ニ依ル)
- より、各炭坑に於ても可成頻繁に石炭分析が行はれる事と思ふ。次に標準規格による石炭試料採取方法を掲げ大方の參考に供する因にこれは昭和十一年十二月二十二日商工省告示第百十號を以て公布され採取方法は最初の五ヶ條に盡きてゐる。

第一章 總 則

第一條 本規格ハ石炭ノ分析及試験ニ之ヲ適用ス亞炭「コックス」及工業用煉炭ノ分析及試験ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第二章 試料採取方法

第二條 分析及發熱量測定ノ用ニ供スル試料ハ第三條ニ依リ先ツ大口試料ヲ採取シ之ヲ第四條ニ依リ粉碎縮分スルモノトス
濕分測定ノ用ニ供スル試料ハ第五條ニ依リ採取スルモノトス

第三條 大口試料ハ原炭毎ニ一箇トシ原炭ノ状態及炭質ヲ

考慮シ其ノ各所ヨリ平均ニ且規則正シク次ノ各號ニ依リ採取シタル小口試料ノ全部ヲ合シタルモノトス但シ原炭ノ量及状態並ニ炭質ニ依リ當事者間ニ於テ必要ト認メタルトキハ原炭ヲ數單位ニ分チ一單位毎ニ一箇ノ大口試料ヲ採取スルコトヲ得

一、小口試料ノ數ハ炭質ノ良否ニ應ジ灰分一五%未満ノ場合ハ一〇箇乃至三〇箇、一五%以上ノ場合ハ二〇箇乃至五〇箇トス但シ原炭ノ量一〇〇噸未満ノ場合炭質良好且試料採取容易ニシテ前記ノ數以下ニテ十分原炭ヲ代表シ得ベキ試料ヲ得ルモノト認メタルトキハ適宜之ヲ減ズルコトヲ得

二、小口試料ノ量ハ塊炭又ハ切込炭ニ在リテハ七疋乃至一〇疋トシ小塊炭又ハ粉炭ニ在リテハ三疋乃至五疋トス但シ原炭ノ量一〇〇噸未満ノ場合炭質良好且試料採取容易ニシテ前記ノ量以下ニテ十分原炭ヲ代表シ得ベキ試料ヲ得ルモノト認メタルトキハ適宜之ヲ減ズルコトヲ得

備考

- ①大口試料採取ニ當リテハ原炭ノ狀況ヲ能ク觀察シ試料ガ原炭ト塊粉ノ割當ニ於テ一致セルヤ否ヤニ付周到ナル注意ヲ拂フコトヲ要ス
- ②試料ハ原炭ガ船舶、艇舟、貨車等ニ依リ運搬セララル、場合ニ於テハ荷卸又積込ノ際ニ其ノ他ノ運搬機ニ依リ運搬セララル、モノニ在リテハ適當ナル場所及時期ニ之ヲ採取スルモノトス
- ③貯炭槽、山積、貨車積又、船積等ノ原炭ニ在リテハ其ノ表面ノミヨリ試料ヲ採取セザル様注意スルコトヲ要ス
- ④塊炭ニシテ荷卸後直ニ粉碎スル原炭ニ在リテハ粉

碎機ヲ通過セル後試料ヲ採取スルヲ可トス

⑤採取セル試料ハ異物ノ混入モサル場所ニ集メ直ニ縮分スルヲ要ス若縮分迄ニ長時間ヲ要スルトキハ之ヲ日光、雨雪等ニ直接曝サザル様注意スルコトヲ要ス

⑥試料採取用器具ハ小口試料ノ量ニ應ジ適當ナルモノヲ使用スルモノトス

第四條

大口試料ハ次ノ各號ニ依リ之ヲ縮分スルモノトス
一、大口試料ノ量ガ三〇〇 珎以上ノ場合ニ在リテハ先ツ交互「シヨベル」法(附圖第一參照)ニ依リ之ヲ縮分シテ約一〇〇 珎ト爲シタル後圓錐四分法(附圖第二參照)又ハ二分器(附圖第三參照)ニ依リ縮分スルモノトス
二、大口試料ノ量ガ二〇〇 珎未滿ノ場合ニ在リテハ之ヲ直ニ圓錐四分法又ハ二分器ニ依リ縮分スルモノトス縮分ヲ爲スニ當リテハ適宜ナル方法ニ依リ次ニ示ス混入塊ノ最大寸法以下ニ豫メ粉碎シ能ク混和シテ均一ナラシムルモノトス

縮分スベキ大口試料ノ量珎 混入塊ノ最大寸法珎

- 五〇〇以上 二六
- 二〇〇以上 二〇
- 一〇〇以上 一三
- 二〇以上 一〇
- 五以上 四、七

縮分シタル試料ガ約五珎トナリタルトキ之ヲ試料容器ニ入レ封印、其ノ他ノ方法ニ依リ採取試料ノ公正ヲ期シ尙採取ノ日時、採取者氏名及試料番號ヲ記入シタル附箋ヲ添附シ分析又ハ發熱量測定ヲ行フ場所ニ送付シ試料調製ニ供スルモノトス

備考

①試料ノ粉碎縮分ニ當リテハ損失ヲ生ジ又ハ異物ノ混入モザル様注意スルコトヲ要ス
②圓錐四分法ニ於テ圓錐ヲ積上グル際ニハ常ニ其ノ頂点ヨリ落下セシメ圓錐ハ二回乃至三回場所ヲ變ヘテ積更ヘルコトヲ要ス圓錐ヲ平ニスルニハ其ノ頂点ヲ垂直ニ押下グル様注意スルモノトス

③圓錐四分法ニ於テ縮分セル試料ノ量約五〇 珎以下トナリタルトキハ適當ナル布(縱、横約二米ニシテ密ナルモノ)上ニテ數回反轉混合シタル後縮分スルヲ可トス

④二分器ハ試料粒ノ大サ一〇 珎未滿ノモノニ對シテハ一號ヲ、一〇 珎乃至一三 珎ノモノニ對シテハ二號ヲ使用ス

⑤交互「シヨベル」法又ハ圓錐四分法ノ代リニ適當ナル試料採取機ヲ使用スルコトヲ得

⑥試料容器ハ約五珎ヲ入レ得ル布製ニシテ其ノ口ヲ緊縮シ得ルモノ又ハ蓋附金屬製ノモノトス

第五條 溫分測定ノ用ニ供スル試料ハ原炭毎ニ一箇トシ原炭秤量ニ際シ其ノ濕潤ノ程度ニ應ジ五箇所乃至二〇箇所ヨリ平均ニ且規則正シク一箇所毎ニ約三珎小口試料ヲ採取シ之ヲ合シテ一箇ト爲シ次ノ各號ニ依リ處理ス但シ採取ガ長時間ニ亘リ或ハ採取中大氣ノ溫度ガ變動甚シキ場合ニ在リテハ原炭ヲ數單位ニ分テ一單位毎ニ一箇ノ試料ヲ採取スルモノトス

一、試料採取ノ現場又ハ其ノ附近ニ於テ溫分ノ測定ヲ行フ場合ニハ小口試料採取毎ニ直ニ秤量(秤量ノ精度ハ五瓦迄トス)シテ之ヲ合シ粉碎縮分ヲ行フコトヲ測定用試料ト爲ス

二、遠隔ノ地ニ於テ溫分測定ヲ行フ場合ハ小口試料毎ニ秤量スルコトナク其ノ全部ヲ溫分ノ變化セザル様適當ノ容器内ニ集メタル後粉碎機ヲ用キ迅速ニ粉碎縮分(第四條參照)シテ約五珎ト爲シ直ニ秤量(秤量ノ精度ハ五瓦迄トス)シ適當ノ容器ニ入レ試料ノ重量ヲ附記シテ之ヲ溫分測定ヲ行フ場所ニ送附ス但シ濕潤甚シキ原炭ヨリ採取セル試料ニシテ粉碎縮分ヲ行ヒ得ザルコト明ナルモノニ在リテハ小口試料毎ニ秤量(秤量ノ精度ハ五瓦迄トス)シ適當ノ容器ニ入レ試料ノ重量ヲ附記シテ之ヲ送附ス

三、現場ニ於テ試料ヲ秤量シ得ザル場合ニ在リテハ試料ヲ其ノ溫分ノ變化セザル様適當ノ容器ニ入レ溫分測定ヲ行フ場所ニ送付ス

石炭配給統制法施行規則

昭和十五年五月二十九日公不商工省令第三十八号

第一條 石炭ノ生産業者、輸入業者及移入業者ハ石炭配給統制法第一條但書ノ規定ニ依リ日本石炭株式會社ニ賣渡スコトヲ要セザルモノヲ除キ其ノ生産、輸入又ハ移入ニ係ル石炭ノ全部ヲ第二條(商工大臣ノ指定シタル團體ノ團體員タル石炭ノ生産業者ニ在リテハ第二條及第三條)ノ規定ニ從ヒ日本石炭株式會社ニ賣渡スベシ

第二條 石炭ノ生産業者、輸入業者及移入業者並ニ指定會社ハ前條ノ規定ニ依リ日本石炭株式會社ニ賣渡スベキ石炭ニ付日本石炭株式會社ヨリ種類、價格、數量、受渡時期、受渡場所其ノ他取引上必要ナル事項ヲ指示シテ買入契約ノ申込アリタルトキハ遲滞ナク契約ヲ締結スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

石炭ノ生産業者、輸入業者及移入業者並ニ指定會社ハ前項ノ契約ニ從ヒ日本石炭株式會社ニ對シ石炭ノ引渡ヲ爲スコトヲ要ス

第三條 第一條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル團體(指定團體)ノ團體員タル石炭ノ生産業者其ノ生産ニ係ル石炭ヲ日本石炭株式會社ニ賣渡ス場合ニ於テハ其ノ契約ノ申込及承諾ハ當該指定團體ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第四條 石炭配給統制法第一條但書第一號ニ規定スル石炭ノ生産業者、輸入業者又ハ移入業者其ノ生産、輸入又ハ移入ニ係ル石炭ヲ自己ノ用ニ供スルコトヲ得ザル場合ハ當該石炭山ノ事業用並ニ製鐵事業用、發電事業用及人造石油製造事業用以外ノ用ニ供スル場合トス

第五條 商工大臣石炭配給統制法第二條第一項ノ規定ニ依リ協議ヲ爲スベキコトヲ命ズル場合ニ於テハ協議ヲ爲スベキ期間ヲ指定ス

前項ノ期間内ニ協議調ヒタルトキハ當事者ハ連署ノ上遲滞ナク貸貸又ハ讓渡ノ契約書ノ謄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第六條 石炭ノ生産業者(指定會社)ノ社員又ハ株主タル生産業者及指定團體ノ團體員タル生産業者ヲ除ク)輸入業者及移入業者、指定會社並ニ指定團體ハ石炭ノ月別ノ生産、輸入、移入又ハ取扱ノ豫定數量(指定團體ニ在リテハ其ノ團體員タル生産業者ノ生産豫定數量)ヲ四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間ニ於ケルモノニ付テハ前年十一月三十一日(指定會社及指定團體ニ在リテハ一月三十一日)迄ニ、十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ニ於ケルモノニ付テハ六月三十日(指定會社及指定團體ニ在リテハ七月三十一日)迄ニ商工大臣及日本石炭株式會社ニ報告スベシ

第七條 石炭ノ生産業者(指定會社)ノ社員又ハ株主タル生産業者及指定團體ノ團體員タル生産業者ヲ除ク)、輸入業者及移入業者、指定會社並ニ指定團體ハ毎月十五日迄ニ其ノ前月中ノ石炭ノ生産、輸入、移入又ハ取扱ノ數量(指定團體ニ在リテハ其ノ團體員タル生産業者ノ生産數量)ヲ商工大臣及日本石炭株式會社ニ報告スベシ

第八條 日本石炭株式會社石炭配給統制法第十五條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ指示セントスル事項及其ノ事由ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提

出スベシ

第九條 日本石炭株式會社ハ每營業年度開始ノ一月前迄ニ當該營業年度ノ事業計畫認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第十條 日本石炭株式會社ハ關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出スル爲買入ル、者ニ石炭ヲ販賣スル場合ニ於テハ石炭配給統制法第二十三條ノ規定ニ依ル商工大臣ノ認可ヲ受ケタル價格ニ依ルコトヲ要セス

第十一條 日本石炭株式會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル業務規程ヲ定メ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同シ

- 一 買入ニ關スル事項
- 二 販賣ニ關スル事項
- 三 資金ノ融通及投資ニ關スル事項
- 四 受渡ニ關スル事項
- 五 代金決済ニ關スル事項
- 六 取引ノ違約ニ關スル事項

第十二條 日本石炭株式會社ハ毎月十五日迄ニ其ノ前月中

ノ業務ノ狀況ヲ商工大臣ニ報告スベシ
日本石炭株式會社ハ每營業年度ニ於ケル業務ノ狀況ヲ當該營業年度經過後遲滞ナク商工大臣ニ報告スベシ

附 則

本則ハ昭和十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
但シ第一條乃至第四條ノ規定ハ同年十月一日ヨリ、第七條ノ規定ハ同年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本石炭株式會社ハ初營業年度ノ事業計畫認可申請書ヲ會社成立後一月以内ニ商工大臣ニ提出スベシ

石炭ノ配給統制法施行規則第六條及第七條ノ規定ニ依ル報告書様式ニ關スル件

昭和十五年六月十日附一五燃石第三三三三號ヲ以テ燃料局長官ヨリ首題ノ件ニ關シ左ノ通り示達アリタリ

一、石炭配給統制法施行規則第六條ニ基ク報告書様式

石炭生産數量報告書

年 月 日

住所又ハ主タル事務所々在地

石炭生産業者記名捺印

商工大臣宛
日本石炭株式會社々長宛 各通

石炭配給統制法施行規則第七條ノ規定ニ依リ別紙ノ通及報告候也

様式第一號ノ甲

昭和 年 月分石炭生産數量報告書

住所又ハ主タル事務所所在地	生産業者名		生産數量						備考			
	炭坑名	炭名	炭種	前月末貯炭高	生産高	計	山元貯炭高	自家貯炭高		月末貯炭高	送炭高	

備考 一、山元消費高ノ欄ニハ當該石炭山ノ事業用(鑛業法ノ適用ヲ受ケル鑛山附屬事業、坑夫住宅、事務所、海岸炭坑ノ小蒸氣船用)ニ使用スル數量ヲ記載スルコト

二、自家消費高ノ欄ニハ生産業者ガ自ラ製鐵事業用、發電事業用及人造石油製造事業用ニ使用スル數量ヲ記載スルコト

三、數量ノ單位ハ吨トスルコト

一、石炭配給統制法施行規則第七條ニ基ク報告書ノ様式

石炭生産豫定數量報告書

年 月 日

住所又ハ主タル事務所所在地

石炭生産業者記名捺印

商工大臣宛

日本石炭株式會社宛 各通

石炭配給統制法施行規則第六條ノ規定ニ依リ別紙ノ通及報告候也

様式第一號ノ甲

昭和

年度第

期分石炭生産豫定數量報告書

住所又ハ主タル事務所所在地

炭種 (無煙炭、 煙炭)	ノ別	炭坑名	炭坑所在地	備出 出備	炭名	炭種	前期 未炭	生 産			山 元自 消費 高	家 庭炭 高	期 末炭 高	備 考	
								月	月	月					

備考

- 一、山元消費高ノ欄ニハ當該石炭山ノ事業用(鑛業法ノ適用ヲ受クル鑛山附屬事業、坑夫住宅、事務所海岸炭坑ノ小蒸汽船用)ニ使用スル數量ヲ記載スルコト
- 二、自家消費高ノ欄ニハ生産業者ガ自ラ製鐵事業用發電事業用及人造石油製造事業用ニ使用スル數量ヲ記載スルコト
- 三、配列ハ有煙炭、無煙炭、坑名ノ順トシ各炭坑毎ニ小計ノ上合計ヲ記入スルコト
切込炭ニ付テハ炭名炭種別、組成割合ヲ備考欄ニ記入ノコト
- 四、一年テ二期ニ分チ四月ヨリ九月ヲ第一期トシ十月ヨリ翌年三月ヲ第二期トスルコト
- 五、數量ノ單位ハ吨トスルコト

衆議院石炭増産配給実績調査 査會委員炭坑視察

前々號に紹介した如く、去る議會に於て石炭統制法案委員會の委員に依つて結成された石炭増産配給実績調査會では政府の石炭増産並に配給計畫の實現に協力すると共に、政府の言明の實績を監視してゐるが、今回右調査會では、山本厚三氏を團長とする北九州方面炭坑の視察團を組織し、二十六日東京發、一路西下した。

一行は、二十七日朝下關着、正午直方驛につき、それより大の浦炭坑に向つた。

其の夜は、本會及筑豊鑛業會との懇談會に臨み。

二十八日は本會金丸大隈炭坑視察

本會ではなるべく多數の炭坑を視察されたい旨を申出でたが、既に視察日程が決つてゐる爲、日程變更が出来ず直方に近い代表炭坑として前記金丸大隈炭坑が擧げられた。大隈炭坑はちょうど新坑を開設中であつた。

午前十時、山本團長外十名は榎本福嶺局總務部長等と共に直方より來坑、金丸社長始め武内本社專務の出迎を受け集會所に入り、竹内坑長外より、同炭坑の現況を聴取した。それから坑内着に着換へ、坑長の案内で、掘鑿中の新坑及び本坑に下り熱心に視察研究を行つた。

同日午後は若松港の石炭積込、輸送状況の視察を行ふ爲若松に向ひ、本會、昭和石炭、合同石炭の世話で、午後三時から一時間に亘つて、築港會社汽艇に乗つて洞海灣を一巡した。

同日夜は博多一方亭に於て本會との懇談會が開催され、本會幹部、特に中島相談役も出席、視察團一行も連日の疲勞にも屈せず終始熱心な討議が行はれた。

熱心そのもの衆議院視察團

これまで炭坑視察と銘打つて、やつて見える名士は少ないが、何れも、設備の整つた、聊かの危険も無い大手筋の炭坑の視察にとまつてゐた。まして中小炭坑の坑底深く降ると言ふが如きは、今回の視察團を以て嚆矢とするの

ではあるまいか、實際今回の視察團は熱心そのもので、案内する者も力があつて、此の上ない頼もしさを覺えた。

一坑は炭行集會所で坑内着と着換へ、地下足袋、帽子、杖、懐中電燈を持ち、先づ新坑掘鑿状況を視るべく出發。

大隈新坑は現在百十四間を掘鑿し、もう直ぐ着炭する運びとなつてゐて、既に捲場の据付を終り、掘つた岩石を運びあげてゐる。

坑内傾斜は約三十度、坑口に入つて暫らくはヒヤリとして涼しいが、段々と蒸暑くなつて來る、地下水が多く、横壁から天井から、ザア／＼と流れる水音が、坑内に反響して凄じい、この水は絶えずポンプで吸ひ上げてゐるが、晴天の續いた今日でさへ此の程度だから、梅雨時になれば大變であらうと思ふ。

斜坑は百間餘で水平になり、少し行くと行き止りである其處にたくましい堀進夫が岩石に向つて大自然に挑戦してゐる。流水の音とポンプの響と、電気ドリルの震動が一緒になつて耳を聳せんばかりである、非常に暑い。

一行は登り下りとも坂道をテク／＼歩いたので相當こた

へた。

團員の中には、非常に肥えた人も居られたが、進んで坑内を視察されるのには我々感激した。

武内專務は一行の勞を犒ひつゝ、

「この新坑は岩石ばかりをくりぬいて、大した費用を要してゐるが、五年目に十万噸も出ないから、助成金は一厘も貰へません」と語るのに

「ホウ、それは不合理だ」

「イヤ、僕は貰へるものと思つて、其の積りで見て來たんだが」

「それが全然貰へないのです」

「それでは、委員會の時と話が違ふ」

と甚だ意外の様子であつた。

午前十一時には現在稼行してゐる本坑に入坑、八寸堀の状況を詳かに視察し、この日の午前の日程を終つたが、前日は大手筋の代表炭坑、今日は五助會の薄層代表炭坑視察の結果は必ずや双方炭坑の實情認識に大いに役立つ事と信ずる。

三井三池工場

合成石油に成功す

フイツシャー五新合成法による日本最初の人造石油工場である三井石油合成法三池工場は大牟田市および駿馬町に跨り昭和十二年八月起工して約三ヶ年獨人技師オリシゲル氏外四名を聘し工場長松本東作氏を始め竹井合成課長、小泉機械課長等主任となり莫大な経費と幾多の犠牲を拂ひその完成を急ぎつゝあつたが機械の据付けも大體終了しこの間機械は部分的試験を行つてゐたがいよいよ同工場の綜合試験を五月廿八日午後四時から開始したところ成績極めて良好で廿九日午前十時四十分待望の最初の油の一滴が見事製出され徹宵の結果如何と待ちあぐんだ同社首腦部を狂喜せしめた、右につき松本工場長は語る

資材その他の關係で全工場を全能力で運轉することの出来ないのは残念ですがこれから漸次合成爐の数を増加して不日全工場を全能力で運轉することになるだらうと思ひます(福日)

坑木値上と互助會

坑木單價の値上げは實質上炭價の値下げと同様にして起つた互助會では坑木値上げ絶對不承認を福岡礦山監督局ならびに縣當局に陳情運動し、縣經濟保安課でもこれら反則的取引を一齊取締ることになつた、互助會の陳情による

坑木單價は九・一八物價後すでに三回の値上げをしてゐるが、更に去る四月から二割五分の値上げを決定した、これは公定價格として認められてゐるか否か不明であるが、石炭單價は釘付けとせられて

ある今日、石炭生産上最も重要性ある坑木單價の引上げはその都度石炭値下げと同様な結果を招くものである、この値上げは同質の要材を他産業または軍需方面に使用せられる單價と炭價使用の坑木原價と相當の値開きあることが原因であるを察せられるが、かゝる不合理は業者は絶對反對だ

といふので、資材の受入ならびに支拂の關係があり、至急審議の上是正指示方を當局に要望してゐる

一方互助會石炭會社では石炭増産獎勵金交付規則及び新坑開發助成金交付規則中一部取扱改訂陳情を政府に行ふなど俄然活動を開始した

果、公定價段外の闇値段取引は嚴重取締ることになつたが、當局が石炭の値上げをせぬ限り政府から坑木の値上りだけ補助を交付して貰はねばならぬことになる炭價は抑へて資材の値上げを行ふなど矛盾したことは飽くまで應じがたい(大朝)

九州地方石炭

輸送連絡協議

企畫院の主唱に基き過般來福岡礦山監督局に於て設立幹旋中であつた九州地方石炭輸送連絡協議は愈々準備萬端整つたので六日午後一時半から福岡市千代田ビルで開催

出席者門司税關監視部長三由政一、長崎税關監視部長鶴飼進、門鐵運輸部貨物課長飯田雄四郎、同監督部監理部長村上辰治、廣鐵局運輸部貨物課長細田吉藏、同局辻本幸次郎、熊通局海事部長熊谷直行、同電氣課長青木誠之、山口縣調整課長熊野徳次郎、福岡縣商工課長加藤等、同經濟保安課長水野鐘一、佐賀縣商工課長佐藤製裝市、同土木課長古賀久六、長崎縣商工課長西森太郎、同經濟保安課長古賀

享、熊本縣商工課長本田正吾、同保安課長長福島登喜男、大分縣商工課長江花静、鹿兒島縣商工水産課長谷村秀綱、沖繩縣商工課長梅津龍夫、福岡礦山監督局副中村局長、岩崎經理部長、荒島鐵警、佐久勞務課長、加野書記官其他

- 中村福岡局長委員長席につき挨拶並に現下難問たる坑所貯炭事情につき説明後、岩崎福鐵監理部長は之に關する業界の聲を傳へて各官廳の關係部門についてのそれらの對策を聴くこととし、先づ飯田門鐵運輸部貨物課長を手始めに説明があつたが説明後左記緊急事項を提案審議を求めることとなり午後四時過ぎ閉會した
- ▽山口縣船木鐵道輸送能力擴充の件
- ▽長崎縣松浦線の輸送能力擴充の件
- ▽筑前參宮鐵道の配車に關する件
- ▽吉塚驛貨物線擴充の件
- ▽上山田後藤寺間鐵道敷設促進の件

互助會員の

北支炭田調査隊

黒ダイヤ輝く北支の新天地を目指して筑豊

炭界の中堅たる互助會系採炭部隊の目覚ましい大陸進軍が開始された、既に同會名譽會長野上辰之助氏(直方市野上鐵業社長はトップを切り北京附近で操業中であり同會取締役久恒貞雄氏(大隈町久恒鐵業社長は京包線で花園の大岡炭田へ、又同監査役秋山長三郎氏(若松市秋山鐵業社長も北支で開坑中であり、更に同取締役中島森太郎氏(長崎縣中島鐵業社長)も企業準備中のこと、ろへ今回重役に加茂泰吉氏(福岡縣嘉穂鐵業加茂目尾鐵主)荒牧健造氏(嘉穂郡芳ノ谷鐵主)久野保氏(田川郡久野鐵主)などが揃つて山西省へ進出するべく現地調査のため近く渡支することとなつた、右につき六日武内互助會専務は語る

互助會として進出するわけではないが加茂炭鐵も大陸開拓を大いに奨励し希望者には進んで幹旋の勞をとつてゐる、今回太原附近に乗り出し計畫を樹てた加茂、荒牧、久野三君の渡支についても目下頻りに關係方面への手續その他準備工作を進めてゐる(福日)

對日石炭供給量

滿洲國確保策を決定す

康徳六年度に於ける對日石炭供給は八、九月の苦力入滿移動及び本年一月の酷寒に禍ひされ全面的に出炭減を來したため豫定計畫に比し甚だしき不成績を示し、日本に於ける石炭需計畫にも可成の影響を與へる結果となつたので。

滿洲國政府は本年度の對日供給については豫定計畫量を絕對に確保する方針の下に昨年度の實績、本年度の増産量を睨み合せ、最も合理的な供給量を決定し、それが完遂を期してゐる。

即ちその對日供給量については昨年度の當初計畫に比すれば相當の縮小となつてゐるが、それだけ計畫の確實性が期待され、既に四、五兩月の實績による増産計畫の圓滑なる遂行に相俟つて百分の成績を収めてをり今後の増産成績によつては豫定量以上の増産をも計畫されてゐる、尙右對日供給豫定量は昨年度實績に比すれば可成りの増加となつてゐる。

増産目的に沿ふ

法の運用を要望

武内互助會專務上京

炭山關係新法令の運用並に杭木單價の矛盾是正等の諸問題につき關係當局へ陳情のため互助會專務武内禮藏氏は五月六日午後十時下關發特急「さくら」で上京したが出發に先立ち若松本社で次の様に語つた。

炭價は厳しく抑へてゐるにも拘らず杭木は九・一八以來繰上りて遂に四月一日第三回目の二割五分値上げを行つた、石炭一担掘るのに十錢乃至十七錢も消費する杭木が斯の如き筈若無人の暴騰は矛盾も甚しいと云はねばならぬ、去る三日、縣經濟部長や經濟保安課長へ善處方を要望したところ縣でも餘りの事實に驚嘆してゐた次第で、今回關係省當局へも緊急措置を要望する積りだ、また炭山關係新法令については中小炭界の實情に即したい部分が多いので差當り獎勵基金標準數量一萬噸を五千噸に、新坑助成金の標準十萬噸を三萬噸に引下げ、更に斤先業者への經

營者別獎勵金交付や指定品位下の特別許可數量を基準數字へ加算する問題等につき陳情し飽まで増産目的に副つた法の運用を要望する。

中小坑の活路打開につき今後の根強い運動を暗示して話題となつてゐる互助會の福岡移轉問題につき「本社が移轉する譯ではないが——」と前置きして語る。

資材や人的問題につき福岡監督局や縣との連絡上博多にはどうしても總括的な機關が必要に成つて來た、特に日本石炭の運賃如何ではこの必要性は更に強くなる譯で相當難まつた連絡機關が欲しい、まだ重役會にも詰つてゐないが監督局でも希望されてゐるのだから早速實現するだらう(福日)

滿炭、事業資金壓縮

滿炭本年度の事業資金は五ヶ年計畫による豫定出炭諸施設の大部分が本年度より來年度上半期迄に完成することになつてゐる點並に諸物價高よりして頗る膨大なものとなり昨年度の繰越事業費三千萬圓を加へて一億九千萬圓に達してゐる、しかしながら滿

洲國政府今回の資金調整方針に基き同社では既定事業計畫に再検討を加へ事業費並に諸經費に壓縮を加へることを調査研究に着手した、而して事業計畫再検討に當つて諸産業の基礎部門たる石炭が占める重要性に鑑み既定出炭計畫は飽く迄完遂の方針で

一、住宅建築其他の諸施設費の壓縮
二、物動計畫と睨み合せ不急事業の繰延へ
三、本社および各炭坑の諸經費節減

などにより凡そ四千萬圓の節減を期してをりこれにより本年度の所要資金は一億五千萬圓程度に壓縮し得るわけである、これが調達には株式拂込金一億圓、社債發行千萬圓の外は借入金によることになつてゐる(福日)

初代日石支店長

四方田氏 就任

石炭共販制の現地中樞機關として九州炭界を一手に切廻す日本石炭若松支店の新陣容は十月一日の業務開始を前に着々整備を急ぎ既に支店長並に支店の機構も決定、やがてプール平準價格による一手買上並に販賣

が實施され石炭市場の相貌を一變せしむる事となつた。

同社若松支店長には理事多賀侍郎氏(昭石若松支店長)が就任の筈であつたが同氏は今回本社業務部長に榮轉を決定、二十日頃若松發赴任し初代支店長にはかつて昭石若松支店長であつた四方田茂氏が就任する事となり早くも八日、明治町三丁目の昭和石炭若松支店に日石支店の新看板を掲げた。

しかし日石が業務開始に伴つて昭和石炭は解消の運命にあり若松支店は廂を貸して母屋を取られる形だが日石では建物のみならず従業員約七十名もそつくり引取る方針である、この建物は將來石炭分析所とし新店は別に新築する筈で日石支店新陣容につき八日本社と打合せて歸來した多賀理事は次の様に語る。

若松支店は少くとも百三十名位事務員が必要であり、將來檢炭檢量を行ふ分析所が出来るに二百名近く成らう、従つて昭和支店の建物では狭苦しく成るのでバラツク建ても建築して引越しその後を分析所にする豫定だ、支店の機構は大體現在

の「昭和」を擴大したものに成るだらうが何分まだ買上げ炭價も數量も明確でないので、此處四ヶ月間に何も彼も一氣呵成に陣容を整へれば成らぬ、炭價は多分坑所渡し、積出港貨車着、揚地と三段構へに決定されるものと豫想するが、何れにしても暫くの間は矛盾や摩擦は免れないだらう、しかし私も大局の方策に誤りがないければ、細い部分的な缺點は漸進的に改められるものと樂觀してゐる、私も約一年半若松に在勤し各方面から多大な御後援を頂いたが此度日炭本社へ轉任となつた(大毎)

石炭増産調査委員

監督局縣當局との懇談

西下中の衆議院石炭増産實績調査委員一行と福岡礦山監督局、福岡縣兩當局との懇談會は廿九日午前十時半から博多ホテルで開催。

△委員側出席者山本厚三、岡野龍一、加藤鏡造、小池四郎、鶴物市、中井川浩、長谷長次、松尾三藏、松尾孝之。

△福岡礦山監督局側中村局長、岩崎監理部長、荒島鑛業警察課長、加野書記官其他
△福岡縣側本間知事、全餐會のみ出席、竹谷
經濟部長、加藤商工、後藤特高兩課長
先づ中村福岡局長山本厚三團長のそれ、
主客の挨拶があつて石炭増産に關する資材
勞力、増産その他各部門に亘り當局側の報
告並に意見を聽き午餐會に移り午後は同一
時から十五銀行ビル會議室に於て西部石炭
鑛業聯合會、肥後鑛業會との懇談會に出席
した當局との懇談會はホテルで團長山本厚
三代議士は左の如く簡単に語つた

今回に資財、勞力、増産法規などを中心
に調査を進めてゐるが資財については當
局に業者との話に相當の違ひがあるや
うだ當局の話をきく資材の配給は大體
巧く行つてゐるやうだが業者側では左様
に稱してゐない、杭木、重油、セメント
地下足袋など平均して要求の半數以上も
渡つてゐないやうだ、勞動力に關しては
主として半島人を大部入れるやうだが、
北海道方面では内地人の折合ひが面白
くない、全數の三割以上半島人を入れら
れては困ると云ふ話だが、九州地方では

明治時代から半島人鑛夫との馴染關係も
あり事業主も歓迎して居る模様もあると
また相當補充の餘地があると思つて
ゐる、増産實績に就ては此の三、四月は
昨年同期に比して増加してゐるらしい、
全國五百五十萬噸の増産を月割にすれば
四十五萬噸見當となるが、今の分なら此
の數字を對照して大體に於て今のところ
進捗してゐるとみてよいだらう(福日)

苦力移動し

滿洲出炭量に影響

滿洲國本年度出炭成績は苦力の大量入滿に
よりこれまで豫定計畫に近い好成绩を收め
てゐたが最近土建期に入るに苦力移
動が顯著となり關係方面ではこれが防止對
策につとめてゐる、即ち採炭機構の機械化
が遅れてゐる滿洲にあつて苦力の入山状態
が直ちに増産成績を左右することに成るの
で滿洲國政府は各炭礦の要求に基き最大限
の供給を行つてゐるが六、七、八月の土建
期に入るに共に苦力移動が漸次活潑となり
この傾向が激化すれば上半期の出炭に重大

影響を及ぼすので政府並に關係方面で對策
を講じつゝあるが最悪の場合には強制的移
動防止手段も考慮されてゐる(日刊工)

保護坑夫の入坑容認

從來鑛山監督局長の許可を得て薄層殘炭の
みに就役を認められてゐたいはゆる保護鑛
夫は、事變下における勞力不足對策の一端
として女子鑛夫に限り保育施設の整備を條
件に一部年齢制限の上で一般炭山における
坑内就業も暫行的に特許されてきたが今回
さらに十五歳以上十六歳未満の男子保護鑛
夫につき工場事業場技能者養成令の範圍擴
張の方法により技能勞働者の名において一
週二回を通じ八時間を限り之が坑内就役を
許すこととなり謂はゞ石炭増産計畫強行下
の深刻な勞務補填對策に資すべく此のほご
厚生省令が公布された
即ち女子並に十六歳未満者は鑛夫勞務扶
助規則第十一條二の規定で原則として一
般炭山における坑内就業が禁止されてゐ
たのであるが今十五年度から工場事業場
技能者養成令が石炭山にも適用されるや

うになつたのを機會に同令に基き技能者
養成上の必要に應じ扶助規則十一條二の
規定に拘らず前記一定の制限付でこの入
坑を認めることとなつたものである
而して福岡鑛山監督局管内における技能者
養成令適用炭山は當然適用眼界にある勞務
者一千人以上使用の五十六山と資本系統、
勞務管理の實情その他を參酌、同當局にお
いて適用を大體決定せる千人以上使用者中
の五山まで都合六十一山だけであるから之
で勞務補填に資することも實數の上では
なほ今日重視するに足るものではないが養
成令の活用によつて謂はゞ技能勞働者によ
る特例の途が拓かれたことは注目すべきも
のとされる(日刊工)

石炭仲買業者

大同團結に

全國石炭販賣業統制團體を統括する全國石
炭統制聯合會では石炭統制の現状に鑑み今
回日本石炭株式會社の誕生を機會に各地統
制機關の門戸を開放して各地域における現
在統制團體未加盟の石炭販賣業者を加入せ

しめ業界の一元的統制擴充強化の國策に邁
進することを決議したので、若松合同石炭
會社では地區内(若松、戸畑、八幡)地區外
(福岡縣内に營業所を有するもの)にわた
る未加盟石炭仲買業者約三百名に對し三十
日加入勧誘状を發した
現在合同石炭の株主は約百廿名である、
加入資格は地區内は昨年八月三十一日ま
でに若松石炭商同業組合に加入者、地區
外は同期日まで開業し、いづれも現在繼
續營業中のものであるが、最低持株數は
十株、六月十五日に申込を締切ることにな
つてゐる
かくて同社管内石炭仲買業者を殆ど網羅す
る若松地區統制團體の大同團結が實現し一
元的統制に拍車をかけることになつた(大
朝)

互助會の陳情に

善處を約す中村局長

石炭鑛業互助會専務武内禮藏氏は代表二
氏は廿四日福岡鑛山監督局に中村局長を訪
れ増産獎勵金に適用増産限度を年一萬噸か

ら五千噸に引下げ、鑛區單位の獎勵金交付
方法に特例を設けて斤先業者救済の意味か
ら之に對しては斤先業者單位に助成するこ
ととし、更に新坑開發助成金に於ける交付
限度五ヶ年目年出炭十萬噸以上とあるを少
く引下げて欲しい旨陳情を述べ援助を求
むるところあつたが之に對して同局長は、
一、増産獎勵金適用限度並に新坑開發助成
金交付限度に於ては、最近これらに關す
る省令が公布されたまゝでなほ實施をみ
てゐない今日、之が改正を云爲するのは
時機でない
一、斤先業者に對する増産金交付方法に特
例を設ける件は管内斤先業者の實情と石
炭増産獎勵趣旨とを睨み合せて、互助會
の意見には缺陷もあるが尤も思考され
る點もあるので適宜善處する
旨それを見解を披瀝したが、現場官廳と
しての同當局では要は増産が目標なので、
之が達成の容易なるやうな體制に凡てを整
備改善して行きたいとの意見で今後とも萬
事進む方針とされる(福日)

統制外の自家用炭

福 鏡 局 調 査

いはゆる自家用炭は政府の石炭統制政策の圏外に置かれて配給、消費、價格の規正から一應免れることとなつたが、これが範圍の取り極め並に取扱方法の如何では此の自家用炭の總數量が全生産高に對して相當巨額に達するものと推定されるだけ、下手なすれば折角の石炭統制策に必然破綻をきたす虞れあるものとして憂慮されるので福岡礦山監督局ではこれらに關聯して管内に於けるこれが數量を明かにすべく調査を進めることとなつた。

同調査の基礎として示されたいはゆる自家用炭は同一社内にて送炭し消費するもので例へば同一會社に於ける金屬山精鍊用炭、コークス製造用炭又は人造石油用炭などの類と自山經營上直接に消費するもの例へば自家發電用炭若しくは暖房用炭などを指しこれらについて十三、四兩年度の消費數量を調査すると共に今十五年度以降は四半期毎にその確定數量の報告を所定通りに徴することとなつてゐるが

假に自家用炭の限界を此の程度の處に置いて、此の全國數量は相當量にのぼるべく、又日滿供給専用の日鐵礦業生産炭の如きには準自家用炭ともみるべきものなぞをこれに加ふるべきはその總數量は莫大の額に達するものと推定される。従つてこれをそのまゝ統制圏外に置いて果して今次石炭統制策の完璧を期し得るや否やに多大の危懼が寄せられてゐるわけで、一面においてはゆる自家用炭數量の虚偽届出などによる擬裝自家用炭の横行が當然考へられると同時に、他面石炭生産會社と他會社との惡質的企業合同などに基く統制の回避が場合によつては頗出しないものでないこともされるので此の際豫め種々の角度からこれらを研究考慮して萬全の防止対策を講ずべきものとの聯が被統制業者間を以てじめ關係方面に高い。

樺太封鎖炭田一部開放

拓務省では各種産業の動力源たる石炭の供給確保のため樺太における既存炭田の積極的増産を圖り一方これまで閉鎖されてゐた

炭田の一部を開放して開發を圖る事となり去る十六日附省令を公布して右に關する應急的措置をなす樺太南部閉鎖炭田地域の一部を解除し右地域に樺太廳國有礦區を設定してこの採掘を同礦區に請負はせるが右礦區よりの出炭は十六年度より十萬噸を期待し漸次年産百萬噸の出炭を目標としてゐる(福日)

小倉市内土地陥没

二十五日午後九時半ごろ小倉市足立小倉炭礦で落盤あり、入院中の坑夫五十二名中十三名が出坑のみで他の三十九名は生死不明となつた、急報により小倉署では渡邊署長以下全署員總出動して現場に急行、原因は明と坑夫の救助につとめてゐるが、このころから小倉市砂津中村通、宇佐町、露通、中津口、砂原、石田口附近一帯の道路が突如各所で陥没しはじめ、中村通荒木繁、久保叶兩氏方前をはじめ三十餘ヶ所にわたつて口徑二米、深さ六米の大穴が開き大騒ぎとなり、附近住民は外に飛び出して避難するうち隨所に龜裂を生じて危険は刻々と迫

り各町警防團員、小倉署員、常備消防團員ら現場にかけつけて警備に活動、住民の避難保護につとめてゐる、通行中陥没地に墜落した者も數名あつたが、直ちに救助され幸ひに輕傷であつた、なほ落盤の原因は舊坑と新坑が掘鑿の進路を誤り交叉したため満水してゐた舊坑から新坑に水が入つたもので、既設のポンプを使用すれば復舊には約一週間を要する豫定である、なほ坑内に閉込められた四十名の坑夫の救出作業は徹夜で強行されてゐるが、救出困難視されてゐる(大朝)

近く巢立つ地下戦士

遠賀郡水巻町日産遠賀礦業所高松二坑で地下産業戦士として汗にまみれて活躍してゐる半島稼働者三百七十名は三ヶ月の訓練を終へて天晴れ一人前の戦士として三十一日刻印され巢立つこの産業戦士は去る三月入所して各中隊に配属されさきの礦業報國強調週中には出稼率九十五%の好成績を示し三、四月の二ヶ月間に一萬七千圓を郷里へ送金してゐるほか九千百圓の郵便貯

金と四千圓の會社貯金をしてゐる、訓練所の田中主任は

入所當時は言葉が解りませんでしたから仕事道具から總ての物に名前を書き作業時間を二時間も短縮して教へてゐましたが現在では單語は總て解ります、食物は訓練生に適する様に努めてゐます入所當時は一食四合位を食つてゐましたが現在では三合位です胡椒(とうがらし)は常に缺がす事は出来ません、一日に約三升粉を食へます食費は一日四十錢です(九日)

海底の黒ダイヤを

人工地震で探る

戦時下日本に於ける生産力擴充の線に沿うて海底に埋もれた黒ダイヤを新しい科學的方法によつて探査目下の急激な石炭増産需要に大きな貢獻をするに至つた科學日本の嬉しい朗報がある——この研究は東大地震研究所助手萩原尊禮氏(三三)の手によつて既に實驗済みの有力な方法により學界各方面から今後一層の期待がかけられてゐる

地上の地層探査の方法としては人工地震

を應用しその震動を地震計にうけて第三紀層の分布を調査する科學的推定法は既に數年前から行はれてゐたものであるが今度萩原氏はこの方法を海底に應用從來用ひられてゐた「ボーリソング」法よりも遙かに簡単に海底の石炭層分布を探査出来ることとなつたもので先づダイナマイトを海中で爆發させ海底に人工地震を起し、この震動を同じく海中の一定距離の地點に備へた微動地震計にうけ、更にこれを電波に變へて船上に送りその波を感光紙にとつて解析すれば第三紀層の幅、厚さ、長さ等が確測される譯で、萩原氏はこの方法を以て一昨夏は九州有明灣に昨夏は山口縣宇部沖に第三紀層を探査多大の効果を收めその實用性と將來性を實證したものである

右の研究についてこの若き新進科學者萩原氏は語る

この新方法は別にさりとて、いふ程めづらしい研究でもありません、たゞ地上の探査方法を海中に應用したまでのこととてすが有明灣と瀬戸内海に於ける試みの結果は成功でした、この方法は地上の探

査に比べて多少綿密な注意と準備を要するものですが、従来忘れられていた海底の埋蔵資源の開採もなれば、時局下國への御奉公を思へば此の仕事は大きな意義を感じます(大朝)

三菱新入炭坑

開放を申請

積極的増産に乗り出した石炭産業互助會は、きくに二十九加盟炭坑の隣接炭坑にして現在採掘を行はず、近き將來にも採掘計畫なき死蔵炭坑の開放を申請するに共に同會内に炭坑整理促進委員會を設置してすでに死蔵炭坑開放交渉を開始し三坑區の譲渡を成立したが、目下三菱新入炭坑が二十數年前に休坑中の直方市本山部、新山部、松尾、野口兩炭坑の隣接炭坑二十八萬五千坪(埋蔵量百五十萬噸)の開放を商工省に申請中であり長實炭田であるだけにその成否を注目されてゐる(日刊工)

若松卸商組を設立準備

若松市の互助會石炭會社並に合同石炭に加

盟して居ないアットサイダー石炭仲買業者百五十店は販賣統制の強化並に日本石炭の設立を控へて統制團體に加入する必要に迫られてゐるが合同石炭では一定數量以上の取扱店に非ざれば加入を認めぬ方針に非加盟店では寄々今後の對策を協議中のところ吉田俊幸、牧野藤三郎、兒島卯太郎三氏發起人となりアットサイダーのみを打つて一九三〇年若松石炭卸賣商業組合を設立することとなり廿三日若松商工會議所を経て縣に設立認可申請書を提出した
之が實現の暁は互助會、合石と並ぶ新しい統制機關が誕生し若松石炭市場の一翼を承つて活潑な動きを見せるものと大いに注目されてゐる

送炭用機帆船の

の重油増配割當

若松港の送炭用機帆船を二倍半増充に伴ふ重油増配については若松地區機帆船組合並に重油規正組合から燃料局油政課へ再三陳情の結果、從來一千二百三隻の規正組合登録船に對し月二千キロの配給を六月以降二

千五百キロ増配して都合四千五百キロとする旨今回内報があつた、積揚地別の増配重油割當高は左の通り
【積地】若松一、二二〇▲博多七二五▲東松島二〇▲大町一五▲宇部八五▲唐津二二五▲大島一〇▲計一、五〇〇
【揚地】和歌山三五▲兵庫二〇五▲廣島二三五▲大阪二二五▲岡山七〇▲山口五五▲愛媛四五▲香川三〇▲徳島二〇▲鳥取五▲宮崎一五▲島根、高知、福岡、大分、熊本、長崎各一〇▲計一〇〇〇

石炭燃焼指導講習會

ボイラーの燃焼指導によつて各石炭山自家用炭の消費節約を徹底せしめて石炭増産目的達成上消極的の半面を確保するに共に燃焼率の百%利用を目的に福岡礦山監督局では各山係員を招き十六日から廿二日迄六日間管内石炭山分布地方で左記日程により午前九時から燃焼指導講習會を開くこととなつたが講師には大庭監督局技師、兒島島岡技師が當る
△十六日(福岡市昭和ビル)實習地早良炭

礦、出席者三池以下十七炭山△十七日貝島岩屋炭礦實習地同じ、出席者岩屋以下十三炭山△十八日(佐世保親和銀行)實習地池野炭礦、出席者池野以下十二炭山△廿日(三井田川礦業所)實習地同じ、出席者田川以下十九炭山△廿一日(飯塚商工會議所)實習地住友忠隈炭礦、出席者忠隈以下廿二炭山△廿二日(筑豊礦業會直方會議所)實習地三菱新入、出席者新入以下十五炭山

日發の送炭恒久策

日發でかつて若松市外江川對岸の若松築港會社埋立地十萬坪を買収、此處に石炭處理場と大貯炭場を設ける計畫を樹て、同社建設部に於て鋭意これが設計中であつたが、このほど完成したので五月十一日その全貌を石炭課若松事務所にて來た

それに依るに總工費は五百萬圓で、先づ岸壁附近を幅員百間水深六米に浚渫し、三千噸級貨物船二隻、大型機帆船二隻が接岸する航路を設け、岸壁には一日十三列車の石炭を吞吐する汽船積込機(六百

噸用)並に機帆船積込機(三百噸用)各二基宛、更に能力六百噸と三百噸のベルトコンベヤー各一本宛を備へる一方、貯炭場は、二十萬噸貯炭を目標に、能力一萬噸の貨車降貯炭橋、三百噸の橋型起重機一千四百噸の機帆船積込貯炭橋等貯炭並に積込の諸施設を完備し文字通り日發の送炭基地として、強靱な送炭陣を確立することに成つてゐる

なほこれが完成期日は、資材その他の關係で、相當長びくものと思はれるが、鐵道當局その他と打合せの上出来る限り速かに着工される筈で、速水若松事務所長以下この膨大な計畫着工を前にして大いにハリキつてゐる(日燃)

石炭の長距離

輸送阻止

石炭輸送不圓滑に基く配給不圓滑ならびに六百噸増産に對する輸送計畫について企畫院では近く鐵道、通信、商工、内務など各關係省石炭輸送連絡協議會を開催し萬善の方策を樹立することに成つた、右協議會に

於いて問題となるべき事項は滿洲の積込荷揚能力の擴充、能率向上、船舶、鐵道の輸送能力の擴充ならびに合理的輸送等であるが特に合理的輸送實施の方策として九州の石炭が東京以東、北海道炭が關西方面に輸送されてゐるものは許す限りこれを廢止し出来るだけ短距離輸送を行ふこととする方針である(日燃)

模範鑛夫

新宿御苑拜觀

日本礦山協會では去月三十日午前十一時より東京會館に於て第十二回礦山模範從業員表彰式を舉行、夕張炭礦千葉新次郎氏以下礦山從業員廿二名と新名張橋立坑災害防止會を表彰した被表彰者は五月二日新宿御苑拜觀の光榮に浴した産業戰士に御苑拜觀を許されたのは今回がはじめてである(日燃)

石炭品位取締規則

による逆効果憂慮さる

石炭不足が漸次深刻化するに伴ひ粗悪炭激

増し一般的傾向として炭質は著しく低下してゐるに鑑み政府は石炭品位取締規則を制定し粗悪炭防止を行ふことになつた、即ち同規則は最低品位を九州北海道炭は四千カロリ以上灰分四十五%以下常磐宇部炭は三千五百カロリ以上灰分四十五%以下宇部大派粉炭三千五百カロリ以上灰分四十七%以下と、届出品位より右最低品位以下に落ち販賣したものは取締られることになつてゐるが右最低品位は餘りにも低過ぎる嫌ひがあり炭質低下を促進する逆効果を來す危険が充分あり之が対策が要望されてゐる、北海道九州炭の如きは特殊炭を除き大部分六千五百カロリ乃至七千カロリ位のもの多し右の如き最低品位が低過ぎる結果として相當優良炭の質的低下が懸念されるものでこれが対策として優良炭表彰制度の實施や販賣の優先權、共販會社買収、販賣價格決定に際しては割高價格による方法及び増産奨励金は優良炭は割増する等の措置が要望されてゐる。

これに對し商工當局に於ても炭質向上に充分の考慮をほらひ、対策を研究してゐるが優良炭表彰などの實施は相當議論も

あり結局販賣價格に於て優良炭を優遇する意向を有してゐる(日燃)

唐津築港會社計畫

大陸の前進基地として近き將來に多大の發展を豫想されてゐる唐津港は一面佐賀、唐津兩炭田の石炭積出港としても重大使命を有してゐるに拘らず現在の港灣設備では到底完璧を期し難く又第二次築港計畫(五百萬圓)も目下のところ實現の見込なく、而して今回、三井、三菱、貝島、安川などの大手筋を初め各炭業者は一齊に奮起同港灣築港の促進運動を起し以て國策線に對應すべく近く政府當局を初め縣市關係方面に呼びかける一方地元縣市當局を打つて一九二三年の促進座談會を開催具體案を作成することになつた。現在きわめて注目される案としては資本金二千萬圓程度の唐津築港株式會社を創立し、大資本力を以て炭業者自ら港灣の施設改善に當る一方、陸上方面では唐津、筑肥兩線の擴充強化、輸送力の擴大荷役設備の改良などにつき官民協力以てこれを促進し近き將來において唐津炭田の開

發を容易ならしめようとするもので今後の成行を注目されてゐる(日燃)

鑛業資材配給

一元化に業界賛同

福鑛局の諮問に回答

石炭、金をはじめ地下資源増産計畫遂行途上の各種必要物資の配給圓滑化は、業界の最も要望する處であり、そのためききに福岡鑛山監督局では管内業界の資材配給統制各團體の横の連繫を密にすべく福岡地方鑛山用物資配給連絡協議會の結成を斡旋し、漸次業界機構整備に對する關心を示したつたが、今回さらに同局では先づ同局内部の組織機構を整備擴充すべき必要に基き、一面に於て既報の如き資材課(假稱)並に資材配給監督機關の新設をみるのみ、他面に對して縱の系統を合理化すると共に實際化する目的で、鑛山用物資配給の鑛山監督局一元化を正式に提唱、近く本省で開催の全國鑛山監督局長會議を機に愈々具體化に乗り出すこととなつた、而して之に

對する管内各資材配給統制團體方面の意向は監督局當局の諮問に對して左の如く、現地當局内部に於ける資材配給關係獨立機構の確立と配給の同局一元化に關して進んで一致の要望を示して居り注目される、

- 一、宇部鑛業組合鐵鋼協議會現在の配給機構は物資により區々且つ複雑多岐で配給は遅延し入手は困難で、翌期の生産に大支障を來してゐるから鑛業用物資は全的に鑛山監督局に此の際速に一元化するやう、緊切である

- 一、九州石炭鑛業懇話會鐵鋼統制協議會現在比較的配給圓滑なる一部を除き鑛山用物資の需給調査並にその統制事務を鑛山監督局中心に統合一元化し増産と必要資材との結合を緊密化するためには配給統制關係職員を監督局に増員して獨立機構設置の要がある
- 一、鐵鋼材統制互助會協議會鑛山用物資の配給不圓滑は機構の不整備に起因するものであるから、鑛山用物資の配給は鑛山監督局に一元化し物資の配給乃至連絡は

他の官廳又は局内他課に分離せず、何れも一個所で統合處理して煩雜遅延を避けることを要する

- 一、西部石炭鑛業聯合會物資種類に依つては異なる系統、機構を通じて配給せらるゝ現状は拘り手續煩雜、業界の意思も徹底せず隔靴搔痒であり入手も頗る不便困難であるから、此の際至急監督局内に専門の物資統制部門を設けると共に鑛山用物資の配給一元化を望む(福日)

鑛業出願添付圖面に對する 軍官廳許可に關する件

中村福鑛局長より左の如き通牒があつたので本會では直に各炭坑に移牒するところであつた。

鑛業に關する願書、申請書又は届書に添付すべき圖面の作成に付要塞地帯法又は軍機保護法に依り所轄官廳の許可を要すべきも其の許可を得たるものに非ざるべきは先般の鑛業法施行細則の

改正に依り(第三十八條中第三號の二追加)本年一月一日より願書、申請書又は届書は不受理すること、相成候處鑛業法第三十三條の二の規定に依る出願にして添付圖面が所轄軍官廳の檢閲なき爲往々優先權を失ふもの無之を保し難きを以て貴團體所屬會員の現有する試掘鑛區にして要塞地帯法及軍機保護法適用區域内に存するものに就ては其の試掘權存續期間満了の際の繼續出願に際し特段の注意を拂はるゝ、様貴會員に周知方御取圖相煩度此段及御依頼也

本會記事

●重役會並理事會

五月二十六日午前十時より本社會議室に於て開催、野上名譽社長始め、末吉(代)、北代、金丸、松尾、橋上、木會、犬丸、西本、上田、和才、美川、加茂、風戸の各重役理事出席。

左記議題につき慎重協議を遂げた。

- 一、日本石炭株式會社株券全員ニ割當經過報告
- 一、日本石炭株式會社創立ニ關スル經過報告
- 一、日本石炭株式會社設立後ニ於ル互助會石炭株式會社ノ機構ニ關スル件
- 一、出炭獎勵金交付標準數量ニ關スル件
- 一、新坑補助金ニ關スル件
- 一、其ノ他

●臨時株主總會並に臨時互助會總會

前記重役會終了して午後三時より若松商工會議所に於て開催、株主總數百三十九名中出席名(此ノ株數 株)會員數百七十九名中百 名出席、武内專務議長席についた。

議 題

- 一、日本石炭株式會社株券會員ニ割當經過報告
- 一、日本石炭株式會社創立經過報告
- 一、出炭獎勵金交付標準數量ニ關スル件
- 一、新坑補助金ニ關スル件

○半島人勞務者雇入に關する懇談會

五月二十日福岡市公會堅に於て開催、各炭坑勞務係長出

席、縣より職業課長、特高課長外臨席した。

○増産獎勵に關する打合せ

五月二十四日福岡局に於て開催、赤司課長出席。

○衆議院石炭増産配給実績調査會視察團

五月二十七日より三日間に亘り本會並に關係方面の案内により、炭坑及び石炭荷送状況を視察した。團員氏名左記の通り(ろは順)

團長山本厚三、長谷長次、岡野龍一、加藤鎌造、川俣清音、中井川浩、松尾三藏、松尾孝之、松本治一郎、小池四郎、則元卯太郎

○半島人勞務者管理に關する打合せ

矯和事業協會主催の下に、縣の別館に於て開催、各炭坑勞務係長、本會より川原係員出席、長時間に亘り協議を遂げた。

○本會職員宇佐神宮參拜

五月八日、本會職員全員、宇佐神宮に參拜、皇軍の武運長久を祈願した。

●資材部記事

△米穀配給に關する陳情

五月十七日、町田係員米穀委員と共に縣廳に到り圓滑なる配給方につき陳情

△第七回購賣研究會

二十二日午前十時、本社會議室に於て開催。

協 議 事 項

- 一、米穀配給に關する陳情經過報告
- 一、各炭坑に於る米精逼迫状態につき報告
- 一、外米に對する意見發表
- 一、カーバイドの件
- 一、勞働作業服統制規則説明

○線材製品協議會

五月三十一日、福岡千代田ビルに於て開催、岩崎係員出席。

業務課記事

△石炭品位取締規則に關する懇談會

一、五月十三日若松陸署に於て水陸兩警察署主催にて開催業務課より橋本、杉口出席。

二、五月十六日線屋に於て商務委員會主催にて開催。

出席者 陸 署 白石主任、加來、日比生

水 上 松村主任、石田、山田

商務委員 日産、日滿、日炭、深坂、九

曹、若石、九機、金丸、野上

岡崎、有田、秋山、共同

業務課 橋本、杉江、藤木

○西部荷役改善會

西部荷役改善合理事會議案

昭和十五年五月十六日 於合同石炭株式會社

出席者 互助會側 福田(日産)、上沖(日炭)、三原

(久恒)、丹生、丸山(互助會)

合石側 中平、幸田、中島、渡邊、神田

西部組合 山田外二人

附議決定事項

一、不正黒線ニ對スル對策

若松驛着炭ト同時甲乙ノ各々着炭取りニテ陸切船積ノ炭票ヲ取調ノコトニ一決

一、將來陸切増加ノ見込是ガ對策

委員四名ヲ以テ(互助會側日産福田)(合石側中島、幸田中平)鐵道築港會社ニ對シ交渉ノ豫定

第一案 三島江川尻ニ日本發送電ノ貯炭場ヲ造ル事ニ内

○地方部會

五月十五日ヨリ左記ニ依リ順次開催

業務課ヨリ 野見山、益田係員出席

十五日 西川部會 折尾「喜樂」

十六日 遠賀部會 香月「梅ノ屋」

十七日 飯塚部會 飯塚商工會議所

十八日 上嘉穂部會 上山田「大山」

二十日 田川部會 後藤寺町役場

○安西課長上京

六月五日配給計畫變更承認ノ件商工省トノ折衝並日發ニ對スル十五年上期納炭契約締結ニ關シ協議打合ノ爲熊川係員同伴上京

々進行シツ、アルニ付キ是ノ引込線(折尾ヨリ)ヲ延長シテ地平線荷卸貯炭場ヲ造ル事

第二案 現西部ノ貯炭場ノ上ニ高架棧橋ヲ私設シ陸切スル目的

一、陸仲仕手不足ニ對スル對策

互助會安西課長請負者ニ各々交渉ノ豫定

一、西部陸切ヲ甲乙ニ分割ノ可否

現在使用ノ(コンクリート)棧橋ヲ甲組六會社商店木造棧橋ヲ乙組商店ノ陸切場ニ各々入替スルコトニ鐵道側ニ交渉ノ豫定安西課長一任ノ豫定

一、二十二番漏斗ト二十三番漏斗間ノ陸下ニ就テ

兩漏斗間ニテ陸下スル貯炭場所有者島田、扇城、林商也

西部組合各々使用ノ際現場員ヲ附シ棧橋荷卸ニ支障ナキ様取締ル

一、荷役場浚渫ノ件

研究ヲ要ス、築港會社ニ對シ、池田、幸田委員交渉ノ豫定
右 決 議 ス

石炭鑛業權設定

(自昭和十五年二月九日
至昭和十五年三月一日)

福岡鑛山監督局

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
福岡 七五五	福岡市筑紫郡日佐村那珂村	九七,000	飯塚市立岩 株式會社 麻生商店
佐賀 七五七	同 上	七,000	同 上
長崎 四九一	小城郡多久村西多久村杵島郡北方村	八四,000	佐賀市白山町 杵島炭礦株式會社
長崎 四九二	西彼杵郡福田村並ニ海面	一,000,000	長崎市寄合町 中熊 富藏 外二人
長崎 四九三	同郡同村小柳村並ニ海面	九五,000	同 上
熊本 三五九	南松浦郡奧浦村	九六,000	門司市大里的場町 三崎 友一
長崎 四九四	玉名郡八嘉村伊倉町梅林村	九六,100	下關市關後地村 海部 義道
佐賀 五五八	南松浦郡奧浦村	九三,900	門司市大里的場町 三崎 友一
佐賀 五五九	杵島郡福島村地先海面北有明村地先海面	八三,000	久恒 得郎 外一人
佐賀 五六〇	佐賀郡久保田村	四四,000	東杵島炭礦株式會社
長崎 五六一	小城郡蘆川村砥川村	九七,000	同 上
長崎 五六二	同郡三日月村佐賀郡久保田村	四四,000	同 上
長崎 五六三	西松浦郡東山代村	五,000	石原産業海運株式會社
長崎 五六四	八女郡忠見村長峰村上妻村川崎村	九六,100	八女鑛業株式會社
長崎 五六五	美禰郡綾木村眞長田村	九六,000	宮原 義典

長崎 五六六	同郡秋吉村大田町綾木村	九七,000	同 上
長崎 五六七	杵島郡朝日村	三三,000	佐賀縣杵島郡武雄町 松 永 徳 助
長崎 五六八	同郡福富村地先海面	七五,000	神戶市葺合區野崎通り二丁目 田中 龜一 外一人
長崎 五六九	西松浦郡大坪村二里村	五七,000	長崎縣北松浦郡中里村 福田 鶴三郎 外一人
長崎 五七〇	北松浦郡南田平村並ニ海面	三三,000	佐賀縣杵島郡武雄町 草 場 淺 市
福岡 七五九	三池郡高田村飯江村山門郡瀬高町山川村	九六,000	福岡縣八女郡羽犬塚町 椿原 乙藏 外一人
福岡 七六〇	美禰郡英和村	九六,000	宇部市沖字部 竹 中 雪 藏
福岡 七六一	宇部市地先海面	八五,000	同 上
福岡 七六二	美禰郡地先海面	八八,100	同市東區綠橋通り一丁目 中村 柳吉 外一人
佐賀 五六三	東松浦郡入野村值賀村	七五,000	佐世保市大田町 篠崎 甚之助
佐賀 五六四	三養基郡麓村旭村	五〇,100	宇部市 篠崎 久 治
佐賀 五六五	杵島郡福富村北有村	一,000,000	佐賀縣小城郡北多久村 中 島 茂
熊本 五五〇	玉名郡南關村賢木村	四六,五〇〇	久留米市京町 城 五 郎
長崎 四九六	北松浦郡津吉村紐差村並ニ海面	九五,000	宇部市藤田 上田 政七 外一人
福岡 七五八	早良郡入部村	四〇,000	福岡市西聯入町 井浦達四郎 外二人
佐賀 五五九	杵島郡江北村六角村村大師町白石町	一,000,000	東京市麴町區丸ノ内一丁目 北海道炭礦汽船株式會社
佐賀 五六〇	同郡六角村大師町白石町須古村	九七,000	同 上
長崎 五六一	藤津郡吉田村	九六,八〇〇	佐世保市保立町 篠崎 綠 吉
長崎 五六二	西松浦郡大山村	八四,000	福岡市大名町 高 須 重 彦
長崎 五六三	北松浦郡小栗村江浦村	一,000,000	長崎縣北松浦郡細木村 吉居 修 外一人

大分	三六三	日田郡大鶴村福岡縣朝倉郡松末村	寶珠山礦業株式會社
福岡	三六四	同 上	同 上
福岡	三六五	嘉穂郡神瀬村	大森 實政 外一人
福岡	三六六	筑紫郡那珂村福岡市	株式會社 麻生商店
山口	三六七	福岡市早良郡田隈村	同 上
山口	三六八	美濃郡伊佐町岩永村	大野 芳 近
佐賀	三六九	厚狹郡二俣瀬村	日比野 登一
佐賀	三七〇	東松浦郡名護屋村呼子町並ニ海面	篠崎 甚之助
佐賀	三七一	同郡有浦村打上村名護屋村	同 上
佐賀	三七二	同郡有浦村	同 上
佐賀	三七三	杵島郡錦江村南有明村龍王村	三菱礦業株式會社
佐賀	三七四	同郡須古村錦江村	同 上
佐賀	三七五	西松浦郡伊万里町東山代並ニ海面山代町地先海面	石原産業海運株式會社
熊本	三七六	下益城郡豐野村	吉原 フア 外二人
熊本	三七七	菊池郡西合志村鹿木郡山東村	同 上
熊本	三七八	同郡西合志村泗水村	同 上
熊本	三七九	同 上	同 上
熊本	三八〇	上益城郡廣安村秋津村	同 上
熊本	三八一	下益城郡杉上村隈庄町	同 上
熊本	三八二	菊池郡合志村泗水村西合志村	同 上

三三、九〇〇	福岡縣遠賀郡中間町	寶珠山礦業株式會社
四七、九〇〇	同 上	同 上
三三、八〇〇	同縣田川郡上野村	大森 實政 外一人
七〇、〇〇〇	飯塚市立岩	株式會社 麻生商店
七、〇〇〇	同 上	同 上
八六、〇〇〇	宇部市東區綠橋通一丁目	大野 芳 近
五五、五〇〇	同市沖宇部	日比野 登一
九四、〇〇〇	佐世保市太田町	篠崎 甚之助
三二、〇〇〇	同 上	同 上
四〇、〇〇〇	同 上	同 上
四〇、〇〇〇	東京市丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
七四、七〇〇	同 上	同 上
五二、三〇〇	神戸市神戸區海岸通り	石原産業海運株式會社
五九、一〇〇	佐世保市保立町	吉原 フア 外二人
六六、〇〇〇	同 上	同 上
六九、〇〇〇	同 上	同 上
七三、〇〇〇	同 上	同 上
七三、〇〇〇	同 上	同 上
九二、〇〇〇	同 上	同 上
九二、〇〇〇	同 上	同 上
九二、〇〇〇	同 上	同 上
九二、〇〇〇	同 上	同 上

福岡	三七六	同郡小野村森山村	花田 卯造 外一人
福岡	三七七	鞍手郡笠松村	茶園龜太郎 外一人
福岡	三七八	嘉穂郡二瀬町	大崎 精輔 外一人
佐賀	三七九	遠賀郡岡垣村地先海面	野 上 泰 敬
佐賀	三八〇	西松浦郡二里村東山代村	大伊萬里炭礦株式會社
熊本	三八一	上益城郡七瀬村中島村	林 啓 右衛門 外二人
熊本	三八二	玉名郡府東村六榮村	石原産業海運株式會社
長崎	三八三	西彼杵郡福田村式見村並ニ海面	田 中 雅 美
長崎	三八四	北松浦郡平戸町並ニ海面南田平村地先海面	石原産業海運株式會社
福岡	三八五	同郡南田平村並ニ海面	同 上
福岡	三八六	粕屋郡青柳村古賀町小野村	篠崎 久 治
福岡	三八七	遠賀郡岡垣村遠賀村	三菱礦業株式會社
福岡	三八八	鞍手郡小竹町	上 田 直
福岡	三八九	京都郡仲津村並ニ海面	岡本 三郎 外二人
福岡	三九〇	田川郡添田町彦山村	井浦武三郎 外二人
福岡	三九一	朝倉郡立石村甘木町金川村福田村	岡 商 店
佐賀	三九二	豐浦郡岡枝村豐東村	高 光 小 太 郎
佐賀	三九三	同郡大川村	三菱礦業株式會社
佐賀	三九四	同 上	同 上
佐賀	三九五	東松浦郡切木村入野村	古 川 眞 澄

三三、三〇〇	東京市赤坂區新坂町	花田 卯造 外一人
九七、〇〇〇	福岡市荒戸町	茶園龜太郎 外一人
八二、〇〇〇	八幡市枝光	大崎 精輔 外一人
五九、七〇〇	直方市	野 上 泰 敬
六六、五〇〇	東京市丸ノ内二丁目	大伊萬里炭礦株式會社
九四、〇〇〇	長崎縣北松浦郡中里村	林 啓 右衛門 外二人
六六、二〇〇	神戸市神戸區海岸通り	石原産業海運株式會社
九九、六〇〇	長崎縣北松浦郡佐々村	田 中 雅 美
九六、〇〇〇	神戸市神戸區海岸通り	石原産業海運株式會社
八七、〇〇〇	同 上	同 上
八八、〇〇〇	宇部市沖宇部	篠崎 久 治
二九、八〇〇	東京市丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
四〇、〇〇〇	直方市日吉町	上 田 直
五八、〇〇〇	宇部市上宇部	岡本 三郎 外二人
一七、三〇〇	福岡市濱町	井浦武三郎 外二人
一〇〇、〇〇〇	東京市小石川區高田老松町	岡 商 店
九〇、八〇〇	福岡縣田川郡後藤寺町	高 光 小 太 郎
六八、〇〇〇	東京市丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
九四、八〇〇	同 上	同 上
九六、一〇〇	同市京橋區寶町三丁目	古 川 眞 澄

〃	〃	〃
三五五	三五五	三五五
同郡泗水村西合志村合志村	同郡四合志村田島村鹿本郡山東村	上益城郡乙女郡下益城郡豊田村
七三,〇〇〇	九七,〇〇〇	九六,〇〇〇
同	同	同
同	同	同

石炭鑛區異動

探掘鑛業權設定

登録番號	登録事由	鑛區位置	鑛區坪數	鑛業者
福岡一〇〇	探掘權設定	遠賀郡遠賀村 鞍手郡古月村 若松市並ニ海面	一四、九〇〇 五七、六〇〇	海老津鑛業株式會社 日産化學工業株式會社
福岡一〇一	探掘權設定	遠賀郡折尾町 八幡市	八六、九〇〇 九三、五〇〇	日産化學工業株式會社 同上
長崎六五	同上	同上		株式會社鈴木石炭商店鑛業部

(五月中)

探掘鑛業權移轉

登録番號	鑛區位置	舊鑛業權者	新鑛業權者
福岡一〇二	探掘權設定	寺島利喜造	日曹人絹マルヲ株式會社
福岡一〇三	探掘權設定	共同石炭株式會社	有吉
福岡一〇四	探掘權設定	丸橋清平	稻員
福岡一〇五	探掘權設定	本間誠之進	本間誠之
福岡一〇六	探掘權設定	米谷貞孝	片倉武雄
福岡一〇七	探掘權設定	大島金六	米谷幸藏
福岡一〇八	探掘權設定	藤井俊治	水上寅藏
福岡一〇九	探掘權設定	木村	小松政一
福岡一一〇	探掘權設定	古河石炭株式會社	共同石炭株式會社
福岡一一一	探掘權設定	古河石炭株式會社	古河石炭株式會社

(四月中)

(五月中)

福岡一二五	遠賀郡香月鞍手郡木屋ノ瀬	合資會社 高江炭坑	株式會社 今西商店
福岡一二六	朝倉郡寶珠山村小石原村	藤本 一外人	北澤 三郎
福岡一二七	同上	同上	同上
長崎三五	北松浦郡鹿町	野上 辰之助	野上東亞鑛業株式會社
〃	同上	同上	同上
〃	同上	同上	同上
〃	同郡皆瀬	中橋 篤二	中橋 篤二
〃	同郡袖木村世知原村大野村	松川 恒夫	高橋 剛男
福岡一三〇	嘉穂郡大隈町	橋元 房吉	松本 秀藏

登録番號	變更事由	鑛區位置	鑛業權者
〃 八三	同上	同上	同上
〃 九三	同郡山田町大隈町	富國礦業産業株式会社	松尾忠政
長崎 三	北松浦郡鷹島村	益子豊三郎	佐藤一郎
〃 一〇	厚狹郡高千帆村	正司泰助	正司泰助 外
〃 一〇	同上	同上	同上
長崎 〇	佐世保市	田尻洋	同上
〃 〇	嘉穂郡大隈町	松本秀藏	報國産業株式会社
〃 〇	同上	同上	同上

採掘鑛業權變更

(四月中)

登録番號	變更事由	鑛區位置	鑛業權者
福岡 一〇六	増區 現増原區 一四九、〇〇〇 一五、五〇〇 一五、九六〇	遠賀郡遠賀村 鞍手郡古月村	海老津礦業株式会社
〃 一	増區 現増原區 四六〇、五五〇 五五、九四四 五〇、九九七	嘉穂郡 大隈町 山田町	日礦鑛業株式会社
福岡 二〇六	増區	嘉穂郡山田町稻築村大隈町	久恒鑛業株式会社
長崎 〇	減區	北松浦郡志佐町	中島鑛業株式会社
熊本 〇	増區	天宮郡坂瀬川村	櫻井 一

(五月中)



炭界日誌

福井生

五月十一日(土)

△本社武内専務風戸主事上京した。

五月十二日(日)

△福岡局送炭機構の整備にのり出し、九州山口地方輸送連絡協議會を設置する事になつた。

五月十三日(月)

△樺太封鎖炭田の一部が開放される事になつた。
△若松陸運に於て石炭品位取締規則に關する懇談會。

五月十四日(火)

△滿洲國の物動計畫が成立したが、石炭電力に徹底的重点を置く事になつた。

五月十五日(水)

△本間福岡縣知事歸任して、石炭輸送強化につき本省にても努力中なりと語つた。

五月十六日(木)

△若松港送炭用帆船重油の増配につき燃料局へ陳情中のこと
ころ約二倍の増配の認可の内報があつた。

五月十七日(金)

△本日より六日間に亘り各所に於て福岡局主催で、石炭燃焼指導講習會が行はれる。

五月十八日(土)

△石炭輸送に鑑み、行橋驛の大改造を行ふものと傳へられる。

五月十九日(日)

△石炭協定価格は先づ若松の決定を待ち、順次他地方に及ぼす事になる模様である。

五月二十日(月)

△福岡市公會堂に於て半島人勞務者に関する打合會。
五月廿一日(火)

△三菱新入炭坑では二十數年前休坑した部分の開放を商工省に申請中と傳へられてゐる。
五月廿二日(水)

△武内専務外歸社。

△東大地震研究所萩原技師は海底の石炭を人工地震で探る事に成功、有明灣に於ても實驗した。
五月廿三日(木)

△若松市場、盟外仲買業者百五十名は若松石炭卸商業組合を設立に決定、縣へ認可申請書を出した。
五月廿四日(金)

△本社武内専務、福鑛局訪問、石炭増産獎勵金等に関して當局へ陳情した。
五月廿五日(土)

△小倉炭坑落盤あり三十九名生死不明を出し、尙小倉市内の土地埋没し問題となつた。
△本間知事若松港を視察した。
五月廿六日(日)

△本社重役理事會並に互助會臨時總會を若松商工會議所に於て開催。
五月廿七日(月)

△佐久福鑛局勞務課長、厚生省勞務打合會に出席して歸任した。
五月廿八日(火)

△衆議院石炭増産實績調査會調査團山本厚三氏外十名、西下した。
五月廿九日(水)

△石炭増産實績調査會代議士一行、午前中は金丸大隈炭坑を視察、午後若松港石炭積込状況等を視た。
五月廿九日(水)

△日本石炭株式會社創立總會開催、社長松本健次郎氏、副社長古田慶三氏外理事等決定した。
△三井大牟田工場に於て、フイツシャー式ガス合成法による石炭液化に成功した。
△博多ホテルに於て石炭増産委員と監督局縣當局との懇談會を開催した。
五月三十日(木)

△苦力の移動甚しい爲滿洲炭出炭量に影響するものと思はれ、當局では對策を考究中である。
△福岡縣廳に於て半島人勞務管理に関する懇談會。
五月卅一日(金)

△若松合同石炭株式會社では、縣内未加盟石炭仲買業者約三百名に對し加入勧誘を行つた。
六月一日(土)

△商工遞信兩省の主催にて石炭商組合に於て機帆船用の重油配給現地打合會。
六月二日(日)

△大阪鐵鋼製品工業組合職員で今度「互助會」を作る事になつた。
六月三日(月)

△石炭輸送に関する懇談會を、昭和ビルに於て開催、福鑛局より岩崎理部長外出席、當業者側と討議を行つた。
六月四日(火)

△日發納炭に関する協議會、商務委員並に關係炭坑代表者出席。

六月五日(水)

△龜山本坑坑夫社宅火災。大川社員見舞の爲急行

六月六日(木)

△加茂目尾炭坑々主加茂泰吉氏等は今回北支炭田視察を行ふ事になつた。

△九州地方石炭輸送連絡會議が福岡市千代田ビルで開かれ門鐵關係、福鑛局關係、遞信局關係、九州其の他各縣の商工課土木課、警察部より係官出席した。
六月七日(金)

△門司から筑豊炭田へ直通列車が計畫されてゐる。
六月八日(土)

△佐賀縣小城炭坑は愈々着炭し、前途を有望されてゐる。
△本會職員六十名は宇佐神宮に參拜した。
六月九日(日)

△福鑛局に資材課(假稱)を新設し、資材配給の圓滑を圖る事になつた。
六月十日(月)

△遂に伊太利參戰し、南佛に向つて進軍を開始した。

編輯後記

本年も昨年に劣らず早天が續きさうだ。若松も既に時間断水が行はれ、他都市も次々に断水が懸念されてゐる。昨年は電力不足で大騒ぎをしたが、本年は政府の増産計畫が增产奨励金支出等に依つて積極的に行はれんとし、一方日本石炭株式會社の成立により配給統制の強化が行はれるので例年昨年に劣らぬ早天ありさも大した支障は無い筈だ。

然し増産策や日本石炭の實際的運用が拙劣に行はれるれば其の實績には大きな影響がある。之が實際に當る人々の奮發を希望する。

る。勿論生産の任に當るべき石炭業者が增产奨励金の有無に拘らず一層の努力が爲さるべきは言ふ迄もない。

本誌は近年猫の目の様に變る國內經濟事情變轉の實際に應じて内容の編輯も抜かり無くポイントを捉へて來たので、各方面より益々賞讃を受くるに至つた事は編輯者の喜びとする所である。現在は特に石炭鑛業及配給關係の新法規の紹介に重点を置いてゐる。今後は一層此点に注意を拂ふ積りである。讀者諸氏の御希望なり御注意も切に御願ひする。

(×・I生)

互助會報・第五卷・第六號

講讀料
一冊 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十五年六月十七日印刷納本
昭和十五年六月二十日發行
若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風戸道康

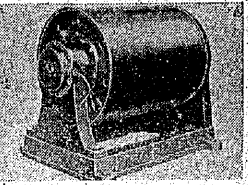
編輯人 若松市本町三丁目

印刷所 吉田印刷所
電話 六五二番

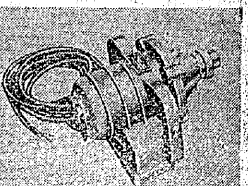
發行所 石炭鑛業互助會
福岡縣若松市本町二丁目
電話 四七六番
七〇九番



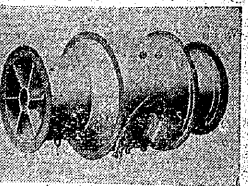
(九六型捲)



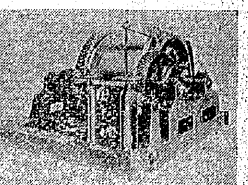
(九六型モータープーリー)



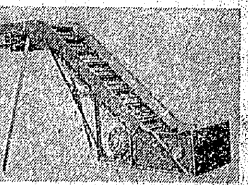
(コールドリル) 耐爆型馬力



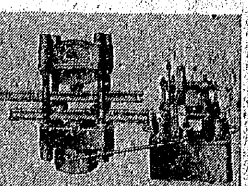
(局所扇風機)



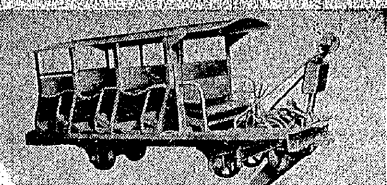
(大型電氣捲)



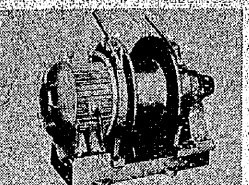
(チェーンローダー)



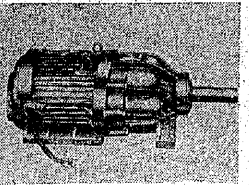
(水壓式レール枠曲機)



(人車急救車)



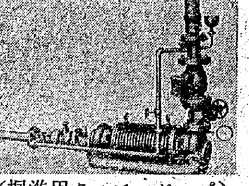
(小型萬能捲)



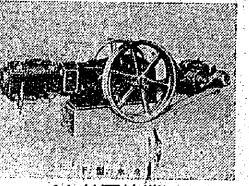
(コンベヤー電動機) X-N-S型



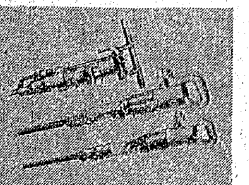
(電氣開閉器)



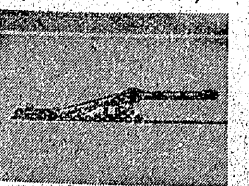
(推進用タービンポンプ)



(空氣壓縮機)



(ロック・ドリル) (ピック・ハンマー)



(ベルトローダー)

鑛山用・工場用・諸機械・精密測定機

株式會社 谷商店

福岡市上小山町三ノ四番地
電話 〇五七〇・一九〇六・一九五九

ベルト・コンベヤー設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品

代理關係

西部電氣工業所
獨乙フロッツマン社鑛山機械
獨乙製鋼株式會社
瓜生製作株式會社
日本チエーン製作所
日本SKF興業株式會社
大隈鐵工所工作機械
東京衛機製作所
藤村鐵工所木工機械
藤村機械製造株式會社
草場計器製作所
日本機械製鐵株式會社

福島鐵製造所トシガ鐵
江崎鐵工所プレス類
石原兄弟商會プレス類
日立製モータードリル類
山本商會工作機械
ベツカー商會機械部
關西鑄鐵所
アルフレットハーパート
植田鐵工所齒車
毛利製作所齒車

版出時同著名二の讀必・携必上理管務勞

ふ乞をみ込申て以前りあり限に數部一行發旬中月七

福岡縣鑛山監督局 立山 方著

鑛 夫 雇傭勞役規則義解

總クローズ・金文字・函入

次目要主

第一章	勞働立法の必要と鑛夫保	第十二章	鑛夫の貯金及積立金の管
第二章	護法の沿革	第十三章	鑛夫の負擔に屬する作業
第三章	雇傭勞役規則作成の趣旨	第十四章	用品目
第四章	雇傭勞役規則の作成及許	第十五章	業務別就業時間轉換方法
第五章	可の手續	第十六章	緊急の必要に依る臨時休
第六章	雇傭勞役規則の効力	第十七章	業與及制裁
第七章	鑛夫の意義及業務の種類	第十八章	鑛業權者の雇傭勞役に關
第八章	鑛夫の手續	附錄	鑛業權者の雇傭勞役に關
第九章	鑛夫の手續	附錄	鑛業權者の雇傭勞役に關
第十章	鑛夫の手續	附錄	鑛業權者の雇傭勞役に關
第十一章	鑛夫の手續	附錄	鑛業權者の雇傭勞役に關

福岡縣鑛山監督局 立山 方著

鑛 夫 災害扶助規則義解

總クローズ・金文字・函入

次目要主

第一章	緒 論	第七章	扶助の免責
第二章	扶助の性質	第八章	扶助の消滅の變更
第三章	扶助の主体及客体	第九章	扶助に於ける鑛業權者の其他の
第四章	扶助の原因	第十章	扶助の審査及調停
第五章	扶助の種類	附錄	扶助の審査及調停
第六章	扶助及葬祭料の標準賃金	附錄	扶助の審査及調停

内容 書名の示す二規則の全般に亘り、實際的取扱方法の指針とすべく、鑛山の實情に即して明快、懇切なる解釋を試み、實務家の手びきとして遺憾なからしむ。乞ふ！關係各位の必携、必讀を！

福岡市鞆固本通一丁目三

發行所

日本鑛業新聞社

電話西三三八〇七番
振替福岡五七三二番

錢十五圓二價定

錢五十料送

錢十五圓二價定

錢五十料送